

第 49 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 24 年 6 月 19 日（火）

14:00 ～ 17:00

場所：霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階
共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況

(1) 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 6 回 家畜の飼養に関する特別部会
- ・ 第 33 回 分析・サンプリング法部会
- ・ 第 44 回 食品添加物部会
- ・ 第 6 回 食品汚染物質部会
- ・ 第 27 回 一般原則部会
- ・ 第 44 回 残留農薬部会
- ・ 第 20 回 食品残留動物用医薬品部会
- ・ 第 40 回 食品表示部会

(2) 今後コーデックス委員会で検討される議題について

- ・ 第 35 回 総会
- ・ 第 17 回 生鮮果実・野菜部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50 音順)

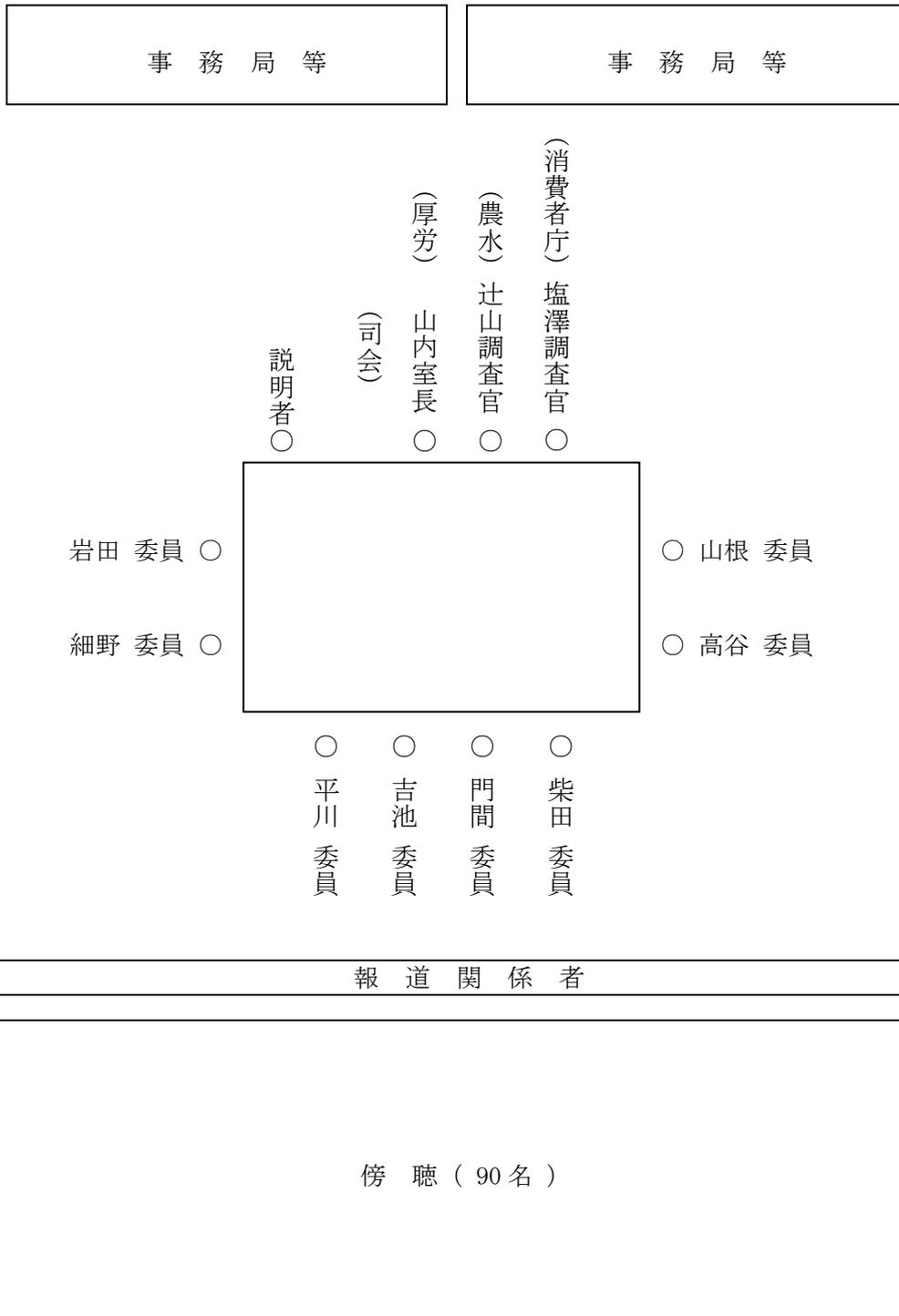
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	財団法人 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 専門委員
しばた 柴田	あつし 温	全国農業協同組合連合会 営農販売企画部 リテール事業課 課長
たかや 高谷	さとし 幸	社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	財団法人 日本乳業技術協会 常務理事
やまうら 山浦	やすあき 康明	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 会長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 49 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 24 年 6 月 19 日 (火) 14:00~17:00

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219~1221 号室



FAO / WHO 合同食品規格計画

第 6 回家畜の飼養に関する特別部会

日時 : 2012 年 2 月 20 日 (月) ~ 2 月 24 日 (金)

場所 : ベルン (スイス)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO その他国際政府間機関の活動に関する報告
4.	リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案
5.	飼料中のハザードの優先順位リスト案
6.	その他の事項
7.	次回会合の日程及び開催地
8.	報告書の採択

第 6 回家畜の飼養に関するコーデックス特別部会 (TFAF) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2012 年 2 月 20 日（月）～2 月 25 日（金）

場所：ベルン（スイス）

2. 参加国及び国際機関

43 カ国、1 加盟機関（EU）、11 国際機関

3. 我が国からの出席者

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 専門官 櫻井 友美子

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 専門職 矢野 貴子

厚生労働省 医薬食品局食品安全部

企画情報課国際食品室 係員 石亀 貴士

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題は原案どおり採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局より以下のとおり、本特別部会の設立経緯の説明があった。

第 33 回コーデックス総会(2010 年)において、既存のリスク評価手法を飼料に含まれる各種ハザードにどのように適用すべきか記載した各国政府向けガイドラインを作成することを目的とした特別部会の設置が了承された。具体的な付託事項は、①リスク評価を飼料に適用するためのガイドラインの作成及び②飼料中のハザードの優先順位リストの作成である。本特別部会は、この 2 つの付託事項について議論をする初めての会合であった。

議題 3. TFAF の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

FAO、WHO、OIE からそれぞれの活動について報告がなされた。

議題 4 リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案 (ステップ 4)

【経緯】 議題 2 参照。

【結果】

- 内容の大きな修正は行わず、読みやすさを向上すべく以下を行った。
 - ・ より読み手の理解が深まるよう、既存のガイドラインの文章を転載。
 - ・ 案に含まれていた参考文書を全て別添に移動。
- 結論として、本原案をステップ5に進めることで合意した。また、物理的作業部会を次回会合前に開催することを決定した。

議題5 飼料中のハザードの優先順位リスト案（ステップ4）

【経緯】 議題2参照。

【結果】

- 本部会に与えられた付託事項は、飼料から食用動物を経由して人の健康に影響を与えるハザードについて、「優先順位リストを作成すること」であった。しかし、各国それぞれ異なる環境を有する中、世界各国共通の優先順位リストを作成することは不可能との理由から、付託事項を、各国政府が優先的にリスク管理を行うべき飼料中のハザードを決める際に、どのような考え方に基づき優先順位付けを行うべきか示した文書（飼料中のハザードの優先順位付けの政府向けガイダンス）の作成に修正し、この修正を総会に提案することとなった。
- また、このガイダンスについて、以下の作業を更に行うこととなった。
 - ・ 想定されるハザードを列記する。
 - ・ 優先順位リストを作成するにあたり考慮すべき基準（人への健康影響、飼料及び食品中にハザードが存在する程度、流通への影響）についてそれぞれ具体的に考慮すべき項目を書き出す。
 - ・ 複数のハザードを例示として選び、提示された基準を元にその重要度を数値化した表を付属書として作成する。
- 結論として本文書はステップ2で保留し、電子作業部会（スイス議長、日本も参加）及び物理的作業部会を設置し、これらの作業を継続して行うこととなった。

議題6. その他の事項及び今後の作業

新規作業やその他の事項の提起はなかった。

議題7. 次回の開催日時及び開催地

次回部会（第7回）は、約12ヶ月後にスイスにて開催することとなった。

家畜の飼養に関する特別部会（TFAF）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン案	5	第 35 回 CAC
飼料中のハザードの優先順位リスト案	2/3	電子的作業部会 (座長：スイス) 第 7 回 TFAF

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 33 回分析サンプリング法部会

日時：2012 年 3 月 5 日（月）～3 月 9 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則
4	コーデックス規格の分析法条項の承認
5	コーデックス規格における知的所有権を伴う分析法の使用
6	分析法に関する国際機関間会合の報告
7	その他の事項及び今後の作業
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 33 回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 3 月 5 日（月）～3 月 9 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

2. 参加国及び国際機関

56 加盟国、1 加盟機関（EU）、11 国際機関が参加。参加総数は合計 156 人。

3. 我が国の出席者

農林水産省大臣官房技術総括審議官	山田 友紀子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室室長	山内 和志
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課課長補佐	浮穴 学宗
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課健康影響対策専門官	竹内 大輔
国立医薬品食品衛生研究所食品部第三室長	渡邊 敬浩

テクニカルアドバイザー

国立医薬品食品衛生研究所食品部長	松田 りえ子
奈良県立医科大学地域健康医学助教	佐伯 圭吾
（社）日本食品衛生協会	井上 誠
（社）日本食品衛生協会	藤田 和弘
（独）農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所研究員	塚越 芳樹

4. 概要

議題 1：議題の採択

ブラジルから、議題 7「その他の事項及び今後の作業」に、分析・サンプリング法部会 (CCMAS) が承認または勧告した分析法のアップデートを追加したい旨発言があり、議題に追加して、仮議題が採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

各部会からの付託事項のうち分析法の承認に関する事項は議題 4 において詳しく議論することとされた。

オーストラリアからミネラルウォーター中の亜硝酸及び硝酸の分析法に関する記述の修正について提案があり、これも議題 4 において議論されることになった。

議題 2 の下で、個別に議論された点は以下のとおり。

第 5 回汚染物質部会 (CCCF) が、デオキシニバレノール (DON) 及び DON のアセチル化類縁体 (カビ毒) のモニタリングに使用するのに適切な分析法の特定を CCMAS に依頼したことが報告されたが、現時点では室間共同試験によって妥当性確認された分析法が存在しないことが確認された。

我が国からは、最大残留レベルが決まっていないと適切な分析法が特定できないことを CCCF に申し送るべきと指摘し、議論に貢献した。

議題 3 国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則

(経緯)

前回部会において、国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学的な観点から紛争を防ぐための原則(Principle)を作成することで合意されたものである。これまでに、電子作業部会(議長国:ニュージーランド、協力国:オランダ、米国)において、既存の各種ガイドラインの関係性や基本的考え方を整理し、サンプリングと測定に基づく適合性評価のための原則について分かりやすくまとめた資料の作成が進められてきた。

(結果)

議長から、各原則についての解説文(Commentary)の量が多すぎるとの意見が多く、国から寄せられており、今次部会では、まずは原則についてのみ議論し、説明(Explanatory Note)や事例(example)を作成することについては、今後議論することとしてはどうかとの提案があった。

これを我が国をはじめ多くの国が支持し、議論の結果、まずは原則についてコンセンサスを得てから説明や事例を議論すること、用語を明確に定義すること、解説文は全て削除すること、が合意された。

個別の原則の修正については、会議期間中のワーキンググループ(ニュージーランド議長、オランダ、米国サポート)において検討され、ワーキンググループが作成した議場配付資料 15(CRD15)を元にさらに議論された。主な議論は以下のとおり。

対象範囲

- ・対象範囲に飼料を含めることについて

EU から、対象範囲(Scope)や導入(Introduction)については議論しないのかと意見があり、議長から、対象範囲について昨年合意しているが、必要があれば修正する旨の発言があった。

ブラジルから、多くの部会が飼料(Feed)の議論を開始していることから対象範囲に飼料を追加してはどうかとの提案があった。飼料の追加について事務局の見解が問われ、残留農薬部会(CCPR)では飼料の基準値が検討されていること、また、家畜の飼養に関する特別部会(TFAF)で飼料の議論が行われているが、CCMASの委託事項(TOR)に飼料は入っていないこと、まずはコーデックスの見解を明らかにすべき旨の発言があった。

我が国は、汚染物質部会(CCCF)の委託事項に飼料が入っていることを指摘し、食品の安全をより上流で確保する観点から飼料を追加しても良いのではと指摘した。

英国から、例えば加工用途向け食品(foods intended for further processing)が“Food”に含まれるかどうか等の問題提起があった。ニュージーランドからは、本文書は一般的かつ実地的なものであり、コーデックス規格が加工用途向け食品や他の食品に混ぜられる食品に適用される場合には、本作業で作成された原則が適用されると考える旨の発言があった。

用語の定義

・リスク (Risk)

我が国から、既にコーデックスで「リスク (Risk)」という用語が「健康へのリスク (Health Risk)」の意味で定義されている中、健康へのリスクと無関係な統計学用語である「producers' risk and consumers' risk」の意味で使用することによる混乱を防ぐため、「Risk」という表記を削除し、「Producers' risk and Consumers' risk」という本来本文書が意図する正確な表記を定義とともに提案して採用された。

さらにニュージーランドが、より明確な表記として、「Producers' Risk and Consumers' Risk」と大文字で書き始めることを提案して採用された。

・ロット (Lot)

原案に関し、我が国から、以下の点を指摘した。

①「輸入者側のロット (Lot (consumer))」と「輸出者側のロット (Lot (producer))」とを別々に定義するのであれば、原案中各所に出てくる「ロット (Lot)」という語について、「輸入者側のロット (Lot (consumer))」なのか「輸出者側のロット (Lot (producer))」なのかを全て書き分ける必要が生じること、

②原案で「コンサインメント (consignment : 「一度時に届いた荷の全体」を意味)」という用語が定義されておらず、実際にはコンサインメントはロットの一部のこともあるし、複数のロットから成ることもあるが、輸入者側にとっては、現に目の前にあるコンサインメントについて基準への適否を判断するしかなく コンサインメントという用語をサンプリングのガイドライン (GL50) に整合させて定義すれば、「輸入者側のロット (Lot (consumer))」を定義する必要性が無くなること

議論の結果、「輸入者側のロット (Lot (consumer))」を「コンサインメント (consignment)」とし、「輸出者側のロット (Lot (producer))」を「ロット (Lot)」と記述することになった。

その結果、原案中で「ロット (lot)」と書かれていた部分について「ロット又はコンサインメント (lot or consignment)」と表記されることとなった。

・検査手順 (Testing Procedure) とサンプリング手順 (Sampling Procedure)

本文書に多用されているにもかかわらず未定義であった「検査手順 (Testing Procedure)」と「サンプリング手順 (Sampling Procedure)」について、両用語の定義 (電子作業部会において日本から原案を提案) について議論の結果、本文書において「検査 (Testing)」と「サンプリング (Sampling)」は別の行為であるとの共通認識から、「検査手順 (Testing Procedure)」に「サンプリング計画 (Sampling plan)」は含まないとする定義が合意された。

サンプリング手順 (Sampling Procedure) は、ロット又はコンサインメントから採取した試料の分析試験所までの輸送 (transport to the laboratory of sample(s) from a lot or consignment) までを含むものとして定義された。

・紛争 (Dispute)

「紛争 (Dispute)」という用語の定義が必要か否かが議論されたが、本作業で作成しているのは紛争を防ぐための原則であり、紛争を解決するための文書でないことから、定義に

含める必要がないことが合意された。

合意された 10 の原則の概要は以下のとおり。

1. 取引開始前の合意

輸入国の基準に適合するか否かを定めるためのサンプリング及び検査の手順、さらに紛争（dispute）が起こった場合のサンプリング及び検査の手順について、取引を開始する前に関係者間で合意しておくこと。

2. 透明性

サンプリング及び検査の手順の選択、検査結果を基準とを比較するプロセスについて文書化し、関係者間で合意しておくべきこと。輸出国と輸入国が合意した様式・言語で情報共有されること。

3. 食品の評価手順

食品が基準に適合するか否かを定めるための評価手順の選択の際にはサンプリング及び検査に関する次の 3 つの要素を検討すること。

- ・サンプリング計画に沿った、ロット又はコンサインメントからのサンプル採取
- ・採取したサンプルの検査・試験（サンプル調製、検査手順）
- ・分析結果を用いた判断基準

4. Producers' Risk と Consumers' Risk

食品がサンプリングされ検査される際には、ロットまたはコンサインメントについて、Consumers' Risk（間違って基準に適合すると判断する可能性）及び Producers' Risk（間違っつて基準に適合しないと判断する可能性）を完全に排除することはできない。Producers' Risk と Consumers' Risk を評価しコントロールすべきであり、国際的に認められた方法を使用すること。

5. 適切なサンプリング手順及び検査手順の選択

使用するサンプリング手順及び検査手順は、科学に基づいており、品目やロット又はコンサインメントに適したものであること。目的に適合していること。一貫性を持って適用すること。

6. 実務的事項

サンプリング手順及び検査手順を選択する際には、費用、所要時間、ロット又はコンサインメントへの接近可能性といった実務的事項を検討すること。

7. 分析測定の不確かさの考慮

食品の評価手順を選択する際は、分析測定の不確かさ（analytical measurement uncertainty）を考慮すること。

8. 食品のバラツキ

サンプリング手順及び検査手順を選択する際は、ロット又はコンサインメントの中のバラツキ (variation) を考慮すること。

9. 目的への適合 (Fit for purpose)

検査手順は、食品の評価手順における目的に適合していること。

10. 見直し

サンプリング手順及び検査手順は、新たな科学及び情報を確実に考慮するため、定期的に見直すこと。

今後の進め方について

今次部会で、作成した原則については、ステップ5で各国のコメントを求めることが確認された。また、この作業と同時並行的に、説明及び事例の検討を進めるための電子作業部会を設置することになったが、今まで議長をしていたニュージーランドが辞退し、これまでニュージーランドをサポートしていた米国及びオランダもサポートは表明したが議長国となることについては辞退したため、新たな議長を募ることになった。

ニュージーランド、米国及び議長から、我が国に引き受けてもらえないかとの依頼があったが、人員上の問題及び電子システムを引き継ぐ点に問題があることから、さらに強力に参加かつサポートすることを表明しつつ辞退した。

ドイツが電子作業部会の議長を引き受けることとなり、これをニュージーランド、米国、オランダとともに、我が国もサポートすることとなった。カナダ、チリ、アイルランド、キューバ、ブラジル、オーストラリア、中国、韓国、EUが電子作業部会への参加を表明したが、後日コーデックスコンタクトポイント経由で参加国を募ることとなった。

議題4 コーデックス規格の分析法条項の承認

魚醤の規格に関連する分析法、食塩の規格に関連する分析法、タケノコ缶詰中のスズの分析法、近東調整部会から提案があった Harissa (唐辛子ペースト) の地域規格及び Humus Tehena (ゴマペースト) の地域規格に関連する分析法、乳・乳製品の規格に関連する分析法、油脂の規格に関連する分析法、ナチュラルミネラルウォーターの分析法について、更新・記述修正を含め 80 以上の分析法が承認された。主要事項は以下のとおり。

・食塩の規格に関連する分析法

水銀を使用する分析法 (ISO 2481:1973 及び EuSalt/AS 007-2005) 及びピリジンを使用する分析法 (EuSalt/AS 011-2005) について、人の健康上の問題があることから、本次会合では承認しないこととし、他の代替分析法の使用可能性について食品添加物部会 (CCFA) に確認することになった。

クライテリアアプローチ (特定の分析法を自体を規定するのではなく、分析法に求められる性能規準を規定する方法) の適用に関連し、妥当性確認が基準値よりも相当低い濃度で行われている分析法については、基準値付近でのデータが必要という理由で、妥当性確認がされていない分析法 (タイプ IV) として承認した。

- ・食物繊維の分析法

既に採択された各分析法により、どの食物繊維成分が分析できてどの食物繊維成分が分析できないのかを一覧表にした資料が分析法の選択にとって有益な情報であることから、科学文献への掲載など、加盟国が情報として利用できるようにする手段が検討された。

議論の結果、今次部会において議場配付資料 16 (CRD16) として独立した文書を作成した。

議題 5 コーデックス規格における知的所有権を伴う分析法の使用

(経緯)

前回会合においては、手続きマニュアルに追加するために、コーデックスの枠組みの中で知的所有権を伴う分析法 (Proprietary method) を位置づける際の原則を作成することが合意されている。電子作業部会議長の英国から Proprietary method の定義及びコーデックス規格に関連して Proprietary method を位置づける際の原則の案について説明があり、内容について議論された。

(結果)

Proprietary method の定義としては、保護された知的所有権により完全な情報公開がされていない分析法、あるいは、知的所有権の所有者が分析法の使用や器具・試薬の配布を制限することにより代替物を確保することが困難である分析法であるとされ、著作権は含まないとされた。

Proprietary method をコーデックス分析法として承認する際の原則として以下の事項が合意され、手続きマニュアルに追加されることとなった。

- ・同等の性能を持つ Proprietary method でない他の分析法が使用可能な場合は Proprietary method をコーデックス分析法として承認しないこと。可能であれば特定の Proprietary method を承認するのではなく、分析法の性能規準 (クライテリア) を採択すること。
- ・分析法の承認の際は、分析法が規定する試薬や器具を分析試験所や他の事業者が自ら調製出来る分析法を優先すること。
- ・Proprietary method に求めるクライテリアは、Proprietary method でない分析法と同一であること。適当な例外的理由が無い限り、製造ロット間の性能のバラツキに関する情報を供給すべきこと。
- ・分析法の承認後に分析法の性能に影響を与える変更がなされた場合、CCMAS に報告されなければならないこと。
- ・Proprietary method についても、国際的に合意されたプロトコルに従った室間共同試験により妥当性確認される必要があること。妥当性確認試験の結果が CCMAS が使用できる必要があること。
- ・知的所有権の保護は必要であるが、分析者が十分に信用して分析法を使用することができるよう、また、分析法の性能を CCMAS が評価できるように、十分な情報が利用可能であること。

- Proprietary method の供給者又は Proprietary method を分析法案として提出した部会は、全ての関係者にとって分析法が容易に利用可能であることを CCMAS に示すべきこと。
- 知的所有権によって、分析法の適用範囲や妥当性を確認するための研究や分析技術の発展につながる研究が不当に阻害される場合、CCMAS はそのような Proprietary method を承認しないこと。
- Proprietary method でない適当な分析法が使用可能となり承認された場合、先に承認されている Proprietary method の位置づけを見直すべきこと。

議題 6：分析法に関する国際機関間会合の報告

本部会開催前（3月2日）に行われた第24回国際機関間会合（IAM）の報告が行われた。主な報告事項は以下の通り。

- 当部会の事前に開催された IMA/MoniQA ワークショップについて
- CODEX STAN 234 のアップデートを行うことについての再確認
- 定性分析法の妥当性確認のガイドライン作成について、ISO/TC34/SC16 及び AOACI 並びに MoniQA/IUPAC の専門家による検討結果がウェブサイトでパブコメに掛けられること。
- ISO5725 を ISO15725 として改訂する作業は初期段階であり、新規 Part1 の原案が6月に議論される予定であること。新規 Part2 の骨子には中間精度の求め方（intermediate precision determination）を含むこと。
- クライテリアアプローチの適用拡大について。
 - HPLC-MS 法などについて、分析法の部分的クライテリア化
 - 分析法の定義自体が測定値を決定づける分析法（タイプ I）へのクライテリアアプローチの適用

分析操作が測定値を決定づける分析法に対するクライテリアアプローチの適用（The Codex Criteria Approach Applied to Operationally defined methods）の文書（CRD2）について、将来の検討に値するかもしれないこと。

議題 7：その他の事項及び今後の作業

承認された分析法の更新に関して、ブラジルが討議文書を作成し、次回部会で議論することになった。

議題 8：次回会合の日程及び開催地

第34回 CCMAS は、2013年3月4日～8日までハンガリーで開催予定。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（原則）	5	CAC
国際食品貿易におけるサンプリング及び検査の原則（説明及び事例）		電子作業部会

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回食品添加物部会 (CCFA)

日時：2012 年 3 月 12 日（月）～3 月 16 日（金）
場所：杭州（中華人民共和国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2(a)	CCFA で適用されるリスクアナリシス原則案
3	FAO/WHO 及び第 74 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認／改訂
4(b)	食肉製品関連食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項整合に向けた討議文書
5	食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)
5(a)	保留中の GSFA 食品添加物条項の案及び原案
5(b)	いくつかの食品添加物に関する意見と情報
5(c)	表 3 に規定されている pH 調整剤及び乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案
5(d)	アルミニウムを含む食品添加物条項
5(e)	GSFA の食品分類 16.0 の解説に関する討議文書
5(f)	注釈 161 の使用に関する討議文書
6	食用塩に関する規格の改訂案 (CODEX STAN 150-1985)
7	食品添加物の国際番号システム (INS)
8	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9	JECFA による評価のための食品添加物の優先評価リスト
9(a)	JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (CL2011/8-FA への回答)
9(b)	JECFA による食品添加物の再評価メカニズムに関する討議文書
10	加工助剤のデータベース原型
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地

第 44 回食品添加物部会 (CCFA) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 3 月 12 日 (月) ～3 月 16 日 (金)

場所：杭州 (中華人民共和国)

2. 参加国及び国際機関

51 加盟国、1 加盟機関 (EC)、29 国際機関 合計 211 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課	容器包装基準専門官	太田 美紀
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課	主査	大井 恒宏
国立医薬品食品衛生研究所添加物部	部長	穂山 浩
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課	課長補佐	阪本 和広
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課	国際調整係長	宮田 理恵子
国税庁課税部鑑定企画官付	鑑定官	米澤 慎雄
内閣府 食品安全委員会事務局	評価課 添加物係長	中矢 雄太
内閣府 食品安全委員会事務局	情報・緊急時対応課 技術参与	杉本 恭子
	テクニカルアドバイザー	
(社)日本食品衛生協会		平川 忠
(社)日本食品衛生協会		林 新茂
(社)日本食品衛生協会		岡村 弘之

4. 概要

主要な議題の概要は以下のとおり。

議題 5. 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

(a) 保留中の GSFA 食品添加物条項の案及び原案

【経緯】

前回の部会において議論されなかった添加物条項について、同部会で示された各国コメントを踏まえ準備された添加物条項が検討された。

【結果】

保留中の GSFA¹ (Codex General Standard for Food Additives (食品添加物のコーデッ

¹コーデックスにおける食品添加物の最も基本的な規格。食品添加物の使用に関する一般原則(食品添加物の安全性、利用の妥当性及び適正製造規範 (GMP) の考え方等)、食品へのキャリーオーバー(食品の原材料の製造等に使用されるが、当該食品の製造等には使用されないもの)の考え方等)の他、生鮮食品及び加工食品を階層的に分類した「食品分類システム」や、個別の食品添加物について、使用が認められている食品分類ごとに食品中の最大濃度を規定した「食品添加物条項」等から構成されている。

クス一般規格)) 食品添加物条項の案及び原案を議論するための物理的作業部会(議長国:アメリカ)が本部会の直前に開催され、規格の採択、中止、廃止、新しい規格のためのコメント回付を含む12の勧告がとりまとめられた。これをもとに議論が進められ、部会は物理的作業部会からの勧告を基本的に承認した。部会の議論で修正等を行った主な箇所は以下の通り。

なお、EU及びノルウェーは、カラメルⅢ及びカラメルⅣには安全性の懸念があるとして留保を表明した。また、EUは、消費者の誤認を招く懸念があるとして、ココア菓子製品関連の食品分類への着色料の使用について留保を表明した。

勧告1: GSFAの表1及び表2の採択

○カラメルⅢ:

カラメルⅢはJECFAの評価の結果、数値のADI(Acceptable Daily Intake(一日許容摂取量))が設定されているため、食品中の最大濃度をGMP(Good Manufacturing Practice(適正製造規範))から数値に変更

○パラヒドロキシ安息香酸エステル:

GSFAの食品分類04.1.2.5「ジャム、ゼリー、マーマレード」について、各国から使用実態の情報が提供されたので、規格を策定することで合意した。一部の国から、ジャム、ゼリー、マーマレードの食品規格(CODEX STAN 296-2009)にはパラヒドロキシ安息香酸エステルの規定がなく整合が取れていないとの指摘があり、GSFAと食品規格の添加物条項との整合性については別途取り組むことを確認した。

なお、EUは、微糖ジャム以外のジャムへの使用について、技術的な正当性がないとして留保を示した。

○ソルビン酸塩

EUは、微糖ジャム以外のジャムへの使用について、技術的な正当性がないとして留保を示した。

勧告4: コメントの回付

部会は、リン酸類に係る以下の二つの条項については物理的作業部会の勧告を承認しなかったが、以下のとおり合意した。

- ・食品分類01.3.2「飲料用ホワイトナー」:食品中の最大濃度を変更し、ステップ8として採択すること
- ・食品分類09.2.5「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む燻製、乾燥、発酵、及び/又は塩蔵された魚類・水産製品」:リン酸類の規格策定を中止すること

勧告7,8及び9: ナイシンについて

物理的作業部会からJECFA(FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives(FAO/WHO 合同食品添加物 専門家会議)事務局に対して、ナイシンのADIの計算が正しいことの確認、ナイシンのADIの根拠の明確化、ADIを「unit/kg bw」から「mg nisin/kg bw」に変換する計算方法の提示を要求する勧告があった(勧告7)。これに対し、JECFA事務局からは、今の段階で部会の要求に回答できるかは明らかでなく、回答できない場合は、JECFAによるナイシンの再評価が必要との発言があった。このため、部会は、物理的作業部会の上記勧

告（勧告7）に合意するとともに、JECFA 評価の優先リストにナイシンを含めることを検討することに合意した（議題9a 参照）。

ナイシンの全ての規格に「ナイシンとして」という注釈を追加するとの物理的作業部会からの勧告（勧告8）があったが、ADI を「mg nisin/kg bw」に変換する方法が明らかではないため、部会は本勧告に合意しなかった。

食品分類 08.0「家禽肉及び猟鳥獣肉を含む食肉、及び猟鳥獣肉」のナイシンの添加物条項の作業を中止し、コーデックス手続きマニュアル（Procedural Manual）に従って、食品分類 08.0 の下位分類に対して食品添加物条項を提案することで合意した。

勧告10：アスパルテーム、アセスルファム塩の規格

部会は、注釈 161 の取り扱いについての議論（議題 5f 参照）の結論が出ていないため、物理的作業部会が注釈 161 と関連のある規格（甘味料に関する規格）の議論を延期したことを確認した。このため、部会は勧告 10 を支持しなかった。

※注釈 161：食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用されるという注釈

勧告11：アセスルファムカリウム及びアスパルテーム

アスパルテーム、アセスルファム塩は、アスパルテーム、アセスルファムから成る複塩であり、水中でアスパルテーム、アセスルファムのそれぞれに解離する。このため、アスパルテーム、アセスルファム塩を食品に使用し、さらにアセスルファムカリウムやアスパルテームを使用すると、GSFA で既に認められている食品中の最大濃度を超える可能性がある。このため、電子作業部会を設置し、このようなことが起こらないような注釈の検討を行うという勧告である。部会は、米国がこの問題の対処に向けて取り組むことで合意した。

(b) いくつかの食品添加物に関する意見と情報

【経緯】

カシアガム、エリスロシン、ステビオール配糖体、亜硫酸塩、アルギン酸エチルラウロイル、カロテノイド類の使用実態に関する情報提供が回付文書（CL 2011/4-FA PartB, point 9, 10, 11 及び CL 2011/17-FA）により求められていたもの。

【結果】

部会の直前に開催された GSFA に関する物理的作業部会の勧告を検討した結果、部会は以下のとおり合意した。

○採択

- ・エリスロシン：前回の部会で更に情報を求めることに合意していた食品分類 08.3「ひき肉処理された食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉の加工品」の規格について、物理的作業部会の勧告通り合意した。
- ・ステビオール配糖体：前回の部会で食品分類 05「菓子類」の下位分類の解説について議論していたことから、積み残しになっていた食品分類 05.2「ハード及びソフトキャンデ

イ、ヌガー、その他を含む食品分類 05. 1, 05. 3 及び 05. 4 以外の菓子類」の規格について物理的作業部会の勧告通り合意した

- 亜硫酸塩：前回の部会で更に情報を求めることに合意していた食品分類 04. 1. 2. 8「果肉、ピューレ、フルーツトッピング、及びココナッツミルクを含む果実の調整品」の規格について、物理的作業部会の勧告通り合意した。
- カシアガム：機能：Emulsifier、Stabilizer、Gelling agent、Thickener を表 3 に追加することで合意した。
- カロテノイド類：昨年の総会から差し戻された食品分類 02. 1. 2「植物油脂」の規格について、食品中の最大濃度を 25 mg/kg に修正し、注釈として「単独または組み合わせで、『個々の規格の対象とならない食用油脂の規格（CODEX STAN 19-1981）』に整合する植物脂（Vegetable Fat）での使用に限る」を追記することで合意された。

○作業中止

- アルギン酸エチルラウロイル：食品分類 08. 1「食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉」、09. 1「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む魚類及び水産製品」、09. 2. 1「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む冷凍魚類、切り身及び水産製品」、09. 2. 2「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含む衣をつけた冷凍魚類、切り身及び水産製品」、09. 2. 3「軟体動物、甲殻類及び棘皮動物を含むすり身及びクリーム煮にした冷凍魚類、切り身及び水産製品」の規格

(c) 表 3 に規定されている pH 調整剤及び乳化剤、安定剤、増粘剤の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案

【経緯】

前回の部会で設置された電子作業部会（議長国：アメリカ）において、GSFAの表 3²にある食品添加物のうち、「pH調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」としての機能を有する食品添加物について、表 3 の付表にある食品分類の個別の規格案又は原案及び水平アプローチ案（規格を効率的に策定するために、「食品分類ごと」に添加物の必要性をまとめたもの）が作成された。

【結果】

電子作業部会においてとりまとめられた、GSFAの表3にある「pH調整剤」、「乳化剤、安定剤、増粘剤」の個別の規格案又は原案及び水平アプローチ案について、物理的作業部会で議論をする予定であったが、時間の制約から物理的作業部会では「pH調整剤」の水平アプローチ案のみが議論された。

今回の部会では「pH調整剤」の水平アプローチ案のみ報告され、同じ添加物が別の（pH調整剤以外の）目的で使用される場合があること、同一の食品分類中であっても添加物が使用される食品が限定される場合があること等の問題点が指摘された。

部会としては、水平アプローチはGSFAを進歩させるツールであるとしつつ、以下の点に

² JECFA における評価の結果、「ADI を特定しない」と評価された食品添加物がリスト化されている。これらの添加物については、GMP の原則に従って使用する場合には食品全般での使用が許容されており、具体的な数値で表記する必要はない。ただし、表 3 の付表にある食品分類については、表 3 にある食品添加物であっても、表 1 及び表 2 に個別に規定が設定される必要がある。

合意した。

- 「pH調整剤」の使用が技術的に正当化されない食品分類(01.1.1.1「乳(プレーン)」、01.2.1「発酵乳(プレーン)」、04.1.1「生鮮果実」、04.1.1.2「表面処理した果実」、04.2.1.3「皮をむいた、カットされた、又は細かく刻んだ生鮮野菜(キノコ類、根、塊・茎、豆類・マメ科植物、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類」、09.1.1「生鮮魚類」、10.1「生卵」)については、食品添加物条項の案及び原案策定作業を中止する。
- 上記以外の表3に規定されている「pH調整剤」の表1及び2の規格については、今回の部会では議論しない。
- 「pH調整剤」、「乳化剤、安定剤、増粘剤」の水平アプローチについては、次回の部会での議論のために、引き続き電子作業部会で検討する。

(d) アルミニウムを含む食品添加物条項

【経緯】

前回の部会において、アルミニウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度はアルミニウム換算したものであり、かつ具体的な数値を表記すべきこと、数値表記されていない添加物条項は廃止又は作業を中止することで合意されている。前回の部会により設置された電子作業部会(議長国：ブラジル)が各国から提出されたコメント及び情報を再検討して作成したアルミニウムを含む食品添加物条項原案について検討を行った。

【結果】

物理的作業部会で議論をする予定であったが、時間の制約から議論されなかった。部会においては、議論の結果、以下の合意がなされた。

勧告 1-3

部会は、以下の事項に合意した。

- アルミニウムを含む添加物の食品中の最大濃度は、具体的な数値を表記すべきであること、また、アルミニウムを含む食品添加物の食品中の最大濃度はアルミニウム換算されたものであるべきこと
- 複数の分子式が確認されているアルミニウムを含む食品添加物については、アルミニウムの平均含量を採用すること
- 分類名と食品添加物の国際番号システム((CAC/GL 36-1989)及びJECFAの規格と整合させるために、GSFAの注釈174の「sodium aluminium silicate(ケイ酸アルミニウムナトリウム)」を「sodium aluminosilicate(アルミノケイ酸ナトリウム)」に修正すること

勧告 4-7

時間の制約から、個別の食品添加物条項の勧告4(採択)、勧告5(さらなる検討)、勧告6(コメントの回付)及び勧告7(廃止又は中止)のうち、勧告7のみ合意し、勧告4-6については、使用を低減し、代替品を模索することを目的として、電子作業部会で引き続き検討を行うこととなった。

また、部会は、勧告7に挙げられた添加物条項について、使用実態が報告された以下の食品分類を除き、全ての作業を中止又は廃止することに合意した。

○硫酸アルミニウムアンモニウム

食品分類 06.2「穀物粉及びデンプン（大豆粉を含む）」、07.1.4「パンのフィリング及びパン屑を含むパンタイプの製品」、09.2「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む魚類・水産製品の加工品」、09.3「軟体動物、甲殻類、及び棘皮動物を含む半保存魚類・水産製品」

○アルミノケイ酸ナトリウム

食品分類 01.8.2「ホエイチーズを除く乾燥ホエイ及びホエイ製品」

(e) GSFA の食品分類 16.0 の解説に関する討議文書

【経緯】

前回の部会において、食品分類 16.0（複合食品：分類 01～15 に当てはまらない食品）の名称と解説の改訂、本食品分類の具体例について検討されたが、食品分類 16.0 の必要性について合意が得られなかった。このため、電子作業部会（議長国：アメリカ）を設置し、本作業部会が作成した食品分類 16.0 の解説及び GSFA 前文 5（キャリーオーバーの原則）段落 c 等の改訂案が議論された。

【結果】

電子作業部会の改訂案に賛成する意見（米国、豪州等）と、改訂後の食品分類 16.0 に含まれる食品に共通性がない、食品分類 16.0 に該当するかどうかは個別に検討すべきであり、また、GSFA 前文のキャリーオーバーの記述は十分であり改訂の必要性はないとする意見（EU 等）にわかれた。

議論の結果、改訂案について、食品分類 16.0 に含まれる食品の具体例の記述の削除、食品分類 16.0 は食品分類 01-15 に該当しないものであり個別に検討すべき旨の追記、GSFA 前文 5 段落 c の記述は維持、で合意し、改訂した食品分類 16.0 の名称とその解説を第 35 回総会に諮ることで合意した。また、食品分類 16.0 で既に規格が策定されている添加物条項や策定中のものについては、規格を廃止又は規格の策定作業を中止することで合意した。

(f) 注釈 161 の使用に関する討議文書

【経緯】

前回の部会において、注釈 161（食品添加物の使用については、特に GSFA の前文第 3.2 項（添加物使用の正当性）との合致を目指した輸入国の規制が適用される）の適用範囲について合意が得られなかったことから、電子作業部会（議長国：南アフリカ）を設置、本作業部会が作成した①GSFA の全ての条項から注釈 161 を削除する案、②注釈 161 を維持しつつ、本注釈を使用する際の手順及びデータ・情報の要件を策定して出来るだけ使用を制限する案の 2 案について議論が行われた。

【結果】

議長より、最初のステップとして、この問題の解決法に合意が得られるまでの間、注釈 161 を新たに使用しないこと、既存の添加物条項における注釈 161 を維持することが提案された。

これに対し、米国、日本、豪州、その他多くの国が、安全性に関する問題でないこと、国際基準の調和というコーデックスの目的を損なうものであること、貿易障壁を生じ得るものであること等から、その使用を中止又は廃止すべきと主張した。一方、EU等の一部の国は、注釈 161 の使用は GSFA の添加物条項の策定を可能にするために導入されたものであり、その使用は一貫してケースバイケースで判断されるべきものであると主張し、注釈 161 の使用を減らすことには異論はなかったが、当該注釈について、今後使用しないことや既存の添加物条項から削除することには合意は得られなかった。

上記の議論を踏まえ、議長は電子作業部会を立ち上げ、甘味料について注釈 161 の代替手段を検討することを提案し、基本的な合意が得られたが、電子作業部会への付託条項の文言に折り合いがつかず、議長より、本議題の議論は延期することが宣言された。

議題 6. 食用塩に関する規格の改訂案 (CODEX STAN 150-1985)

【経緯】

前回の部会において本規格の改訂原案について検討し、分析・サンプリング方法のセクションについて、分析法の選択方法に関して分析・サンプリング法部会 (CCMAS) の助言を求めることで合意、修正した原案を総会においてステップ 5 での採択を図ることに合意した。今回の部会では、第 34 回総会でステップ 5 として採択された規格案について、第 33 回 CCMAS (2012 年 3 月 5 日～9 日、ハンガリー、ブダペスト) における関連する討議および決定を踏まえ、議論が行われた。

【結果】

部会は、規格のセクション 9「分析・サンプリング法」から CCMAS で承認されなかったすべての方法を除外することに合意した。また、CCMAS からの要請に対する返答として、ハロゲン法の必要性を明確化するために、オブザーバーの EuSALT (European Salt Producers' Association (欧州塩生産者協会)) から CCMAS に返答することに合意した。

部会は、改訂された規格案を第 35 回総会に送付し、ステップ 8 で採択を諮ることに合意した。

議題 9. JECFA による評価のための食品添加物の優先評価リスト

(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (CL2011/8-FA への回答)

【経緯】

回付文書 (CL 2011/8-FA) に応じて、JECFA のリスク評価を優先するよう各国が要請した食品添加物について、議題 1 で設置された会期内作業部会 (議長国：カナダ) の報告を受け、議論が進められた。

【結果】

部会は、ポリグリセリン縮合リシノール酸エステルを除く、その他の提案 (アドバンテーム、Trichoderma reesei に発現した Trichoderma reesei から得られたグルコアミラーゼ (安全性評価および規格の策定)、アナトー色素 (規格の改訂) を優先評価リストに含めることに合意し、リストの承認のため第 35 回総会に送付することとなった。

なお、アナトー色素の規格の変更は、我が国からの提案である。また、ナイシンの再評

価に必要な資料を 2012 年 12 月までに我が国から提出することとなった。

(b) JECFA による食品添加物の再評価メカニズムに関する討議文書

【経緯】

前回の部会において、食品添加物の定期的な再評価システムの構築が必要であるとの観点から、JECFA 事務局が作成した優先順位付けの手続きを含めた再評価の提案に関する討議文書について議論し、電子作業部会（議長国：カナダ）において再評価を行う食品添加物食品添加物の優先順位付けのための規準を検討することとされた。今回の部会では、電子作業部会がとりまとめた、食品添加物の再評価メカニズムに関して議論が行われた。

【結果】

電子作業部会が作成した規準についていくつか意見等があったが、大筋の合意が得られたとして、議長より、電子作業部会において、当該規準を用い、残りの付託事項（107 の着色料に関する情報を収集し、当該規準に基づき優先順位リストを作成すること）に引き続き対応し、その結果に基づき、必要に応じて規準の修正を行うとの提案がなされた。

部会は、電子作業部会（議長国：カナダ）を設置し、次の付託事項に示す作業を実施することに合意した。

- i 1956 年以降に JECFA によって評価された 107 の着色料に関する詳細なリストに関する情報をメンバー国や食品添加物の製造者を含む他の組織から収集すること
- ii 今部会で議論した優先順位付けのための規準を使用し、着色料の優先順位リストを作成すること

食品添加物部会（CCFA）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格（GSFA）の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	・第 35 回総会
食用塩に関する規格の改訂案（CODEX STAN 150-1985）	8	・第 35 回総会
食品添加物国際番号システム（INS）の修正原案	5/8	・第 35 回総会
第 74 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	・第 35 回総会
CCFA で適用されるリスクアナリシス原則案	採択	・第 35 回総会
GSFA の食品分類 16.0 及び 12.6.1 の名称及び解説	採択	・第 35 回総会
GSFA 食品添加物条項の案及び原案	3	・第 45 回食品添加物部会
食品添加物国際番号システム（INS）の修正	1, 2, 3	・電子作業部会（議長国：イラン）
第 76 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1, 2, 3	・第 45 回食品添加物部会
GSFA の食品添加物条項	廃止	・第 35 回総会
GSFA 食品添加物条項の案及び原案	作業中止	・第 35 回総会
「食品添加物摂取のシンプルな評価のガイドライン」（CAC/GL 03-1989）	—	・電子作業部会（議長国：ブラジル）
食肉製品関連食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項整合に向けたフローチャートの適用	—	・電子作業部会（議長国：オーストラリア）
注釈 161 の使用に関する討議文書	—	—
アルミニウムを含む食品添加物条項（採択、作業中止、廃止の勧告）	—	・電子作業部会（議長国：アメリカ）
表 3 に規定されている「pH 調整剤」及び「乳化剤、安定剤、増粘剤」の表 1 及び 2 における食品添加物条項の案及び原案の勧告	—	・電子作業部会（議長国：アメリカ）
アセスルファミカリウムの添加物条項の注釈 188 及びアスパルテームの添加物状況の注釈 191 の提案	—	・アメリカ
08.0 サブカテゴリーにおけるナイシンの食品添加物条項の提案、食品分類 16.0 の食品添加物条項の提案、アスパルテーム-アセスルファミカリウムの 2 つの添加物条項へのコメントに関する情報の収集	—	・アメリカ

JECFA による着色料の再評価のための優先リスト原案	—	・電子作業部会（議長国：カナダ）
加工助剤のデータベース（データベースに入れる物質の基準）	—	・電子作業部会（議長国：ニュージーランド、中国）
GSFA に関する情報	—	・コーデックス事務局
個別食品規格の食品添加物条項に関する情報	—	・コーデックス事務局
加工助剤として使用される物質の一覧表に関する情報	—	・ニュージーランド

(参考: GSFA表1)

食品添加物部会におけるGSFA添加物条項の検討例

SORBATES

INS 200	Sorbic acid	Functional Class: <u>Preservative</u>
INS 201	Sodium sorbate	Functional Class: Preservative
INS 202	Potassium sorbate	Functional Class: Preservative
INS 203	Calcium sorbate	Functional Class: Preservative

機能クラス

FoodCatNo	FoodCategory	MaxLevel	Notes	Step	Year
01.1.2	<u>Dairy-based drinks, flavoured</u> <u>and/or fermented (e.g., chocolate</u> <u>milk, cocoa, eggnog, drinking</u> <u>yoghurt, whey-based drinks</u>	300 mg/kg	42	6	
01.2.2	Renneted milk (plain)	1000 mg/kg	42	6	
<u>03.0</u>	<u>Edible ices, including sherbet</u> and sorbet	<u>1000 mg/kg</u>	42	6	

食品分類名

食品分類
番号

食品中の
最大濃度

(注1) Note 42: As sorbic acid

(注2) 本表は、第44回CCFAの作業文書(FA/44 INF/01)から「SORBATES」部分を一部抜粋

**FAO / WHO 合同食品規格計画
第 6 回食品汚染物質部会 (CCCCF)**

日時：2012 年 3 月 26 日（月）～3 月 30 日（金）

場所：マーストリヒト（オランダ）

議題

1.	議題の採択
2. (a)	コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項
2. (b)	食品添加物部会及び汚染物質部会が適用するリスク分析の原則について、食品添加物部会に関するものの分割及び飼料への適用に関する改定
2. (c)	化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範の飼料への適用に関する改定
3. (a)	FAO 及び WHO (JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) を含む) からの関心事項
3. (b)	その他国際機関 (IAEA) からの関心事項
4.	食品中のメラミンの最大基準値案 (液体乳児用調製乳) (ステップ 7)
5.	コメ中のヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)
6.	穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン (ステップ 4)
7.	乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (サンプリングプランを含む) (ステップ 4)
7-2.	トウモロコシ及びその加工品中のフモニシン類の最大基準値原案並びに関連するサンプリングプランに関する討議文書 (ステップ 4 で保留)
8.	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) の修正
9. (a)	食品中及び飼料中のピロリジジンアルカロイドに関する討議文書

9. (b)	GSCTFF における各種食品中の鉛の最大基準値、食品中の鉛の汚染防止及び低減に関する実施規範並びに化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範に関する討議文書
9. (c)	ソルガム中のカビ毒に関する討議文書
9. (d)	ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書
9. (e)	種々のリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書
10.	JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の開催日程及び開催地
13.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 6 回食品汚染物質部会 (CCCF) 結果概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 3 月 26 日（月）～3 月 30 日（金）

場所：マーストリヒト（オランダ）

2. 参加国及び国際機関

58 加盟国、1 加盟機関（EU）、15 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 企画情報課 国際食品室 室長	山内 和志
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 衛生専門官	仲川 玲
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課長	朝倉 健司
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 課長補佐	浜谷 直史
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 課長補佐	漆山 哲生
食品安全委員会事務局 評価課 課長補佐	石垣 学
食品安全委員会事務局 評価課 係長	山本 ライン
国立医薬品食品衛生研究所 衛生微生物部 部長	小西 良子

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議長より、議題 11(a)のフモニシン類に関する作業については、カビ毒関連であることから議題 7 の後に議題 7 bis として議論することが提案され、合意された。なお、議題 10 及び 11 については、部会二日目に作業部会、①FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による汚染物質及び自然毒の優先評価リストについて (議長国：米国)、②JECFA の評価結果を踏まえたうえでの今後の作業について (議長国：EU)、を設けて検討することとされた。

議題 2(a). コーデックス総会及びその他の部会/タスクフォースからの付託事項

総会、執行委員会及び部会等からの付託事項について報告された。総会でステップ 5 で採択されたメラミンについては議題 4 で議論することが報告された。

議題 2(b). 食品添加物部会及び汚染物質部会が適用するリスク分析の原則について、添加物部会に関するものの分割及び飼料への適用に関する改定

電子作業部会の議長国のオランダから作業内容と論点について説明が行われた後、最初にリスク分析の原則の改定案に関してパラグラフごとに確認を行い、その後、食品偽装及び飼料由来の畜産物中の汚染物質に関して、本原則内での取扱いについて検討を行った。

改訂案からの主な修正や議論は次のとおり。

➤ 適用範囲に関しては、人の健康リスクに関連する緊急的な案件の場合に、JECFA 以

外の専門機関からの助言に基づいて本部会がリスク管理について検討する場合があることが明記された。

- 我が国から、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の適用範囲及び定義との整合の観点から、本原則の適用範囲に汚染物質に加えて自然毒を明記することを提案し、了承された。ただし、GSCTFF では馬鈴薯のソラニンのような内因性の自然毒は適用範囲外となっており、単に植物毒を定義に含めるだけでは、齟齬を生じる可能性があることから、自然毒の定義の注釈は設けないこととなった。
- JECFA 会合のスケジュール管理の観点からデータの入手可能性がより重要であるとされ、JECFA が議題を検討する際に考慮すべき事項に関して、“データの品質規準 (quality criteria for data)” から“データの入手可能性についての要件 (requirement for data availability)” に改定された。
- 手続きマニュアルに規定された作業原則に合わせて、“リスク評価要請の明確な範囲 (a clearly defined scope for the risk assessment request)” を“リスク評価方針 (risk assessment policy)” とする我が国の提案については、JECFA 事務局より両者の意味は異なり、リスク評価方針も要請範囲の中に含まれることが説明され、改定案のままとすることとなった。
- JECFA への評価要請事項として、改定案ではインパクトアセスメントが新たに追記されたことに関して、EU よりインパクトアセスメントには健康影響だけでなく経済的な側面等も含まれるが、JECFA が行うのは前者の評価のみであり誤解を招くことから用語の削除が提案され、オリジナルに戻すこととなった。
- また、JECFA 専門家の選定に関する項目で、改定案では“独立性(independence)” が削除されたが、JECFA の信頼性と透明性の確保のために重要であることを鑑み、再度、明記することとなった。
- リスク評価の“不確かさ”をオリジナルの“制限事項”とする提案については、手続きマニュアルのリスク分析の作業分析にある用語との整合性をとり、“制限事項、不確かさ及び仮定” とすることで合意した。

食品偽装に関して、本原則に含めるかどうかについての議論では、食品偽装の範囲は広いものの、汚染の程度により人の健康に悪影響を及ぼす場合には本部会で扱うべきとの意見が大半を占めた。本部会で食品及び飼料中のメラミンの最大基準値を策定したことを考慮し、健康への懸念がある場合にはメラミンと同様に意図的な添加と非意図的な混入を区別するために最大基準値を設定する必要があることを、独立したパラグラフとして明記することが合意された。

飼料由来の畜産物中の汚染物質に関しては、農薬や動物用医薬品の最大基準値を含めてコーデックスの枠組みの中で既にカバーされており、飼料中の汚染物質に関してはケースバイケースで取り上げるものであることから、本原則で飼料に関する特別な規定は不要であることが合意された。

修正された改定案については、第 35 回総会に諮り、その後、コーデックス一般原則部会 (CCGP) に情報提供することが合意された。

議題 2(c). 化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範の飼料

への適用に関する改定

電子作業部会の議長国であるオランダから、最初に本改定作業についての説明があり、改定案についてパラグラフごとに確認した結果、用語や文法上に関して何点かの修正提案が行われたものの、ほぼ提案どおりに修正することで合意した。

その後、飼料添加物及びその残留物に関して CCCF が責任を有し、汚染物質の定義を改定する必要があるかどうか検討が行われた。まず、コーデック事務局から、飼料に添加された化学物質については、その使用目的によって管理措置を勧告する権限が、食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) や残留農薬部会 (CCPR) に属する場合があります、特定の部会が扱うものではないとの見解が示された。また、EU、米国、インドなどから、飼料から食品への移行により不可避／非意図的に食品中に存在する飼料中の添加物及び残留物については、食品安全に関連する場合には既に汚染物質の定義に含まれるとの意見が出された。

その結果、汚染物質の定義については電子作業部会の提案どおり改正することで合意した。実施規範の改定案及び汚染物質の定義の改正案について、第 35 回会合に諮り、その後、CCGP に情報提供することで合意した。

議題 3(a). FAO(食糧農業機関)及び WHO(世界保健機関) (JECFA を含む) からの関心事項

FAO 及び WHO の代表者より、以下について情報提供があった。

i) 第 74 回 JECFA の結果

青酸グリコシドについては、キャッサバなどの植物に含まれる化合物であるが、適切な加工がなされないと健康に影響を及ぼすレベルの青酸が生成され、急性及び慢性的な影響が報告されていることから、シアン化物の急性参照用量 (ARfD) として 0.09 mg/kg 体重及び暫定最大耐容一日摂取量 (PMTDI) として 0.02 mg/kg 体重が設定された。

フモニシン類については、2001 年の評価以降の新しいデータに基づき評価され、PMTDI について 2 µg/kg 体重が設定された。この値は、前回設定された FB1、FB2 及び FB3 の個々もしくは組み合わせのグループ PMTDI と同じであり、このグループ PMTDI が維持される結果となった。トウモロコシの消費量が多い地域やフモニシン汚染が高い地域においては、健康に影響を及ぼす可能性があることから、フモニシンの暴露を抑えることが重要である。なお、フモニシン類は飼料から畜産物へほとんど移行しないことから、飼料の含有は人の健康上の懸念とはならない。

ii) キャパシティービルディング

ソルガム中のカビ毒については、データギャップをなくすために、コーデックス・トラストファンドの枠組みでアフリカの 4 カ国においてデータ収集が実施されており、2013 年には最終報告書をまとめる予定。

FAO はカビ毒検出のためのサンプリングプランを設定及び評価する際に役立つツールの実効性について検討を行っており、まずはカビ毒汚染実態データをデータベース化するため、研究機関や他の国際機関と協力してデータ収集を行っている。

iii) その他

魚食のリスクとベネフィットに関する専門家会合の報告書が利用可能となったこ

とから、昨年会合の合意事項に従いメチル水銀のガイドラインレベルについて検討する必要がある。

以上を踏まえ、議長提案により部会二日目の作業部会②（議長国：EU）において検討し、その検討結果を議題 11 において議論することとされた。

議題 3(b). その他国際機関（IAEA）からの関心事項

（議論の概要）

国際原子力機関（IAEA）の代表が不参加であったため、コーデックス事務局より文書が紹介され、放射線安全性機関間委員会（IACRS）からコーデックスが設定した食品中の放射性ヨウ素のガイドライン値が低すぎるとの意見があったことが指摘された。

我が国からは、FAO、IAEA、WHO 等の国際機関の活動に謝意を表するとともに、①我が国における食品の放射性物質の基準値設定及びモニタリングの状況、②農地土壌のモニタリング及び除染・汚染低減対策の状況、③農業生産資材（飼料、肥料等）の暫定許容値及びモニタリングの状況について、情報提供した。

なお、WHO の代表者より、WHO はその他国際機関と協力して、福島第一原発事故を受けて予備的な健康リスク評価を行っており、国際専門家パネルによって実施された日本及びその他の国における予備的な暴露評価は、別の専門家パネルによって行われている健康リスク評価において利用されていることが説明された。また、WHO 代表者より、今後、緊急時における放射性物質のガイドライン値の解釈及び円滑な適用に向けて、ガイドライン値を見直すもしくは明確にすることは有益であることが指摘された。

（結果）

以上を踏まえ、議論した結果、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：日本）を設置し、食品中の放射性物質のガイドライン値の見直し、及びガイドライン値の見直しと関連して、ガイドライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを策定することで合意された。プロジェクト文書を第 67 回執行委員会にコーデックス事務局を通じて提出することとされた。本作業には IAEA 及びその他関連機関の関与が重要であることが確認された。

産業及び環境由来の汚染物質

議題 4. 食品中のメラミンの最大基準値案（液体乳児用調製乳）（ステップ 7）

（議論の概要）

液体乳児用調製乳の最大基準値案 0.15 mg/kg 及び注釈（メラミンの検出が食品に接触する素材からの移行に起因することが証明された場合は、各国で認められている溶出規準値を考慮した上で最大基準値を適用しない）を付することについて検討が行われた。

最大基準値案については科学的根拠に基づいて設定されているとの認識から、支持する意見が多く出された一方で、注釈については、最大基準値案以上の値はほとんどの国で検出されないことから必要ないこと、自国において食品に接する素材の溶出基準はないことから注釈を付することで混乱を来すこと、また特に影響を受けやすい乳児を対象とした食品であるため液体乳児用調製乳についてはメラミンが移行するような素材を使用すべきではない等の立場から反対する旨のコメントが出された。

（結果）

注釈を削除した上で、最大基準値原案 0.15 mg/kg について、ステップ 8 で総会に最終採択を諮ることで合意された。

議題 5. コメ中のヒ素の最大基準値原案 (ステップ 4)

(議論の概要)

電子作業部会の議長である中国から、現行のデータから、総ヒ素又は無機ヒ素について 0.3 mg/kg (raw rice) もしくは無機ヒ素について 0.2 mg/kg (polished rice) の設定が可能と考えられること、無機ヒ素に最大基準値を設定するにはデータが十分ではなく、さらなるデータ収集が必要であること、さらに妥当性が確認された無機ヒ素の分析法について特定が必要でありこれを分析・サンプリング法部会 (CCMAS) へ依頼すること、コメやコメ加工食品中のヒ素低減に向けた実施規範の検討などについて提案があったことが紹介された。

我が国より、Codex における最大基準値設定に係る原則に則り、JECFA がリスク評価の対象とした無機ヒ素での基準値設定を支持しつつ、①様々な国のコメ中の無機ヒ素の含有実態データが不足していること、②含有実態データの収集には妥当性が確認された分析法や標準物質が必要であることを指摘するとともに、日本が国際的な室間共同試験を実施予定であることを紹介。多くの国より我が国の指摘と同様な意見が表明されるとともに、コメ中のヒ素低減に向けた実施規範の検討が重要であると発言。EU は、今あるデータでもヒ素の基準値を設定するに足るデータがあると考えているが、もしさらにデータを収集するのであればコメ中の無機ヒ素に焦点を絞るべきと発言。

JECFA 事務局からは、ヒ素による健康への悪影響を防ぐためには以前の暫定耐容週間摂取量 (PTWI) は適切ではないと考えられるのでこれを取り下げたこと、コメが飲料水と主にヒ素の主要な摂取源の一つであることなどの第 72 回会合の評価結果が紹介された。また、Codex 事務局からは、CCMAS が特定する分析法は enforcement のためのものであること、分析法の妥当性に関する規準は手続きマニュアルに規定されていること、国際的に妥当性が確認された方法について、コラボ試験の実施状況も含めて利用可能性を検討することは可能との発言があった。

(結果)

以上の議論を踏まえ、部会は、①部会は CCMAS に対して、無機ヒ素を定量する妥当な分析法を特定すること、②電子作業部会 (議長国：中国、副議長国：日本) においてコメ中のヒ素低減に向けた実施規範作成に向けた検討を進め、次回会合の議論に向けて討議文書を用意すること、③コメの主要な生産国を中心として、コメ中の無機ヒ素の含有実態データを地球環境モニタリングシステム/食物汚染モニタリングと評価計画 (GEMS/Food) へ提出し、これに基づき、電子作業部会 (議長国：中国) において、2年後の第 8 回部会における議論に向けてコメ中のヒ素に関する最大基準値案の提案を行うことについてそれぞれ合意した。

カビ毒

議題 6. 穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール (DON) に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン (ステップ 4)

(議論の概要)

電子作業部会の議長国であるカナダから、未加工の小麦、大麦及びとうもろこしについて 2 mg/kg、小麦、大麦及びとうもろこしを原料とする一次加工食品（乳幼児用食品を除く）について 1 mg/kg、穀類を原料とする乳幼児用食品について 0.5 mg/kg とする DON の最大基準値原案及びサンプリングプランについて紹介があり、穀物中のかび毒低減のための実施規範（CAC/RCP 51-2003）については現時点では改正の必要性に関する提案がなかったことが併せて紹介された。

欧州、アフリカ等の複数の国が未加工穀類についての基準値の設定を支持する一方で、EU からは小麦については普通小麦のみなのか、デュラム小麦を含むのかといった、基準値が適用となる食品の定義についての問題提起があり、我が国からは基準値を適用する穀類は、GSCTFF の規定に則り実施規範に従って赤かび被害粒を選別除去した後のものに適用すべき旨発言した。米国、ブラジル等より、製粉工程で DON 濃度を大幅に低減可能であり、未加工穀類に最大基準値を設定することは貿易の支障となるため、未加工穀類への基準値設定の必要性について疑問が呈された。また、複数の国が DON の汚染濃度は季節及び地域によっても大きく変化するため、さらなる実態調査データの必要性について発言があり、我が国からは DON の最大基準値を設定する際に、実施規範適用後の含有実態データを考慮する必要があると発言した。

穀類の一次加工食品の最大基準値原案については、アフリカ諸国や米国からは支持する意見がある一方で、EU からは加工品の種類や形態、製粉画分によっても DON 濃度が大きく異なることから、基準値適用の対象となる一次加工食品の分類を検討する必要があるのではないかという意見が示された。

穀類を原料とする乳幼児用食品については、EU やアフリカ諸国など多くの国からは、乳幼児の感受性が高いことを考慮すれば原案では高すぎるとの意見があり、適正製造規範（GMP）により原案よりも低い水準が達成可能であるとして、0.2 や 0.3 mg/kg といった基準値案が提案された。

（結果）

以上の議論を踏まえて、本作業はステップ 2/3 に戻した上で、カナダを議長国、EU を共同議長国として電子作業部会を再設置し、原案を作成した上で、次回会合で再度議論することで合意された。また、実施規範については、現時点では改正作業を行わないことで合意された。サンプリングプラン原案については、堅果類のカビ毒のサンプリングプランと同様の様式とすることとし、動作特性曲線（OC 曲線）を含めたものとするすることで合意された。

議題 7. 乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）（ステップ 4）

電子作業部会（議長国：トルコ）が作成した総アフラトキシンの最大基準値原案に対するサンプリングプランについて検討が行われた。

その結果、乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案について 10 µg/kg 及びサンプリングプランについては、ステップ 5/8 で総会に最終採択を諮ることで合意された。

議題 7 bis. トウモロコシ及びその加工品中のフモニシン類の最大基準値並びに関連する

サンプリングプラン原案に関する討議文書（ステップ4で保留）

（議論の概要）

本作業は第4回会合において JECFA の評価結果が得られるまでステップ4で保留されていたものであり、議論を進めるためにブラジルが討議文書を作成したことが事務局から紹介された。ブラジルより討議文書について説明が行われ、JECFA の評価を考慮し、フモニシン類（FB₁、FB₂）の最大規準値原案を未加工のトウモロコシで5,000 µg/kg、コーンフラワー/コーンミールで2,000 µg/kgとする最大基準値原案及びサンプリングプラン原案などの論点が示された。

最大基準値原案を支持する意見が出される一方で、トウモロコシの製粉工程によってフモニシンの含有量が異なることから、未加工のトウモロコシ穀粒とは生の穀粒か明確にする必要があることが指摘され、またコーンフラワー/コーンミールには粗びきまたはフレークを含まないことが確認された。

サンプリングプランについては、似たような毒素（DON の同じ品目）のサンプリングプランをサンプルサイズに応じて若干修正することで利用できることが指摘された。

なお、主にアフリカ諸国より、トウモロコシが主食で消費量が多い場合に、原案ではフモニシン摂取量が PMTDI を上回る可能性があることから最大基準値策定について反対の意見が出され、代わりに実施規範を策定する提案がなされた。

JECFA 事務局からは、暴露評価に用いられたデータの12%はアフリカ諸国由来のものであること、最大基準値を策定することで暴露を低減できること、また PMTDI 超過の可能性は消費量の大きさだけでなく汚染の程度にもよること、が説明された。

（結果）

未加工のトウモロコシ及びコーンフラワーの最大基準値が必要であることは合意されたが、最大基準値については合意が得られないこと、またトウモロコシ中のフモニシン類の実施規範を作成すべきとの意見を踏まえ、①既存の「シリアル中のマイコトキシンの汚染防止及び低減に関する実施規範」とは別にトウモロコシ中のフモニシン類に関する実施規範を作成すべきか、またその他の対策はあるのか明確にするための討議文書を作成すること、及び②トウモロコシ中のフモニシン類の最大基準値及びサンプリングプランについては上記討議文書を踏まえて検討する必要があることから、1年間は作業を停止すること、が合意された。

電子作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：米国）を設置し、アフリカ諸国の協力を得ながら討議文書を作成することとされた。

議題 8. 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の修正

（議論の概要）

電子作業部会の議長国である EU が、第3回部会の合意内容について紹介するとともに、この合意に沿って全てのコード番号を削除し、最大基準値の食品の範囲及び適用部位に関する欄や記述を加えたことを説明した。

残留農薬部会（CCPR）で作業している食品分類は主に農産物を対象として作成されており、加工食品では十分に対応していないことを指摘するとともに、特定の品目の範囲が明確ではないこと等の問題点を指摘した。

GEMS/Food は、特に農産物の分類について食品分類にしたがっているものの、加工食品の分類については、食品分類は十分なものとはなっていないが、GEMS/Food へのデータ提出を可能な限り促進するために、GSCTFF における食品の記述と食品分類は引き続き整合させていく必要があると指摘。

我が国からは、修正内容が editorial な範囲を超えていると判断されるものが含まれているため、TOR の範囲で作業をすべきである旨の発言をした。

(結果)

上記のような意見を踏まえつつ、再度、電子作業部会（議長国：EU）を設置し、次回部会における議論に向けて作業を進めることで合意した（電子作業部会に先立ち、CCCF における議論の基礎となる Information Document をオランダと共同して作成している日本政府が、これまでの議論の経過を踏まえて、修正案のたたき台を作成することとなった）。

規格の策定手続き外の討議文書

議題 9(a). 食品中及び飼料中のピロリジジナルカロイドに関する討議文書

(議論の概要)

電子作業部会（議長国：オランダ）が作成した討議文書について説明が行われ、ピロリジジナルカロイド（PA）による人の健康リスクについては多くのデータギャップが存在しているものの、人及び動物の PA 暴露はできる限り低減することが望ましく、予防的な措置として、特に雑草の管理を含む実施規範策定の新規作業が提案された。

一方、実施規範に含めるべきではあるが対策やその効果について情報がほとんどない事項に関して、①動物の PA 暴露低減のための管理措置、家畜及び蜂の PA 含有植物の暴露低減のための管理措置、及び食品中の PA 低減のための管理措置について、当該規範の策定の中で行うのか、又は別の作業として行うのか、②PA 暴露を減らす可能性がある農業生産以外の管理措置についても将来的に実施規範を作るのか、③効果の検証方法を実施規範に含めるのか、又は別の作業とするのか、の論点が示された。

(結果)

議論の結果、①についてはデータギャップや多くの不確実性があることから、実施規範に含めるには時期尚早であることから、まずは電子作業部会において討議文書を作成することとし、②については、PA の暴露低減に有効であるものの、JECFA の評価が終了してから規範に含めることを検討することとし、③については、検証方法が評価されていないため作業を開始するには時期尚早とされた。

この結果、食品及び飼料の PA 汚染防止及び低減に関する実施規範について、新規作業として総会の承認後、オランダを議長国とする電子作業部会において原案を作成し、ステップ 3 で回付し、次回会合で議論することで合意した。なお、本電子作業部会は、“動物の PA 暴露低減のための管理措置”、“家畜及び蜂の PA 含有植物の暴露低減のための管理措置”及び“食品中の PA 低減のための管理措置”に関する事項を実施規範に含めるか検討するための討議文書を次回会合までに併せて作成することとされた。

議題 9(b). GSCTFF 中の各種食品中の鉛の最大基準値、食品中の鉛の汚染防止及び低減に関する実施規範並びに化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範に関する討議文書

(議論の概要)

電子作業部会の議長国である米国より、既存の GSCTFF 中の鉛の最大基準値と JECFA 又は米国、オーストラリアの含有実態データを比較し、鉛の影響が大きい子供の摂取量を考慮した結果として、作業部会からの勧告として次の事項が報告された。

- 最大基準値を再評価しないものとして、根菜及びいも類以外の野菜類、牛、豚、羊、及び鶏の肉、並びにナチュラルミネラルウォーター
- 最大基準値を再評価するものとして、果実、豆類、根菜及びいも類、果実及び野菜の缶詰、果実飲料、ソバ並びにカニア及びキノアを除く穀類、牛、豚、鶏の内臓、油脂及びスプレッド、魚類、乳及び乳製品、乳児用調製乳、ワイン、食塩
- 果実及び野菜缶詰の最大基準値の統合

また、関連する実施規範類の改正は必要ないことが報告された。

多くの国が基準値の再評価、見直しに関して支持を表明したものの、再評価の対象とするべき品目が多く、すべての品目を同時に取り上げることは困難であることから、議長から優先度の高い品目についてまずは再評価を行い、その他の品目については段階的に再評価を行うことが提案された。本作業が、乳幼児及び子供にとって重要な食品に焦点を当てることになっていたことを踏まえ、果実飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実並びに穀類（そば、キノア及びココアを除く。）を優先的に再評価することで合意した。

なお、JECFA 事務局からは、アフリカを除く、世界中のすべての地域から 11 万以上の含有実態データが評価に用いられており、これらのすべてデータは電子作業部会に提供可能であることが報告された。また、加盟国に対しては、再評価の検討及び基準値の改正に必要な実態データを GEMS/Food に提出するよう呼びかけが行われた。

(結果)

議論の結果、果実飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実並びに穀類（そば、キノア及びココアを除く。）について鉛の基準値改正の新規作業を開始することが合意され、35 回総会の承認を得ることとされた。また、乳幼児用調製乳に関するデータはフォローアップミルクにも適用可能であるため、可能であればフォローアップミルクについても本作業で考慮することとされた。米国を議長とする電子作業部会が改正原案を作成し、ステップ 3 で回付し、次期会合で議論することが合意された。

議題 9(c). ソルガム中のかび毒に関する討議文書

(議論の概要)

電子作業部会の議長国であるナイジェリアから討議文書について報告があり、穀物中のかび毒汚染防止及び低減に関する実施規範(CAC/RCP 51-2003)に、ソルガムに含まれるかび毒であるアフラトキシン及びアルテルトキシンを考慮した付属書を作成することが提案された。

EU 及び米国は、議題 3 で紹介されたトラストファンドによるデータ収集が終了するまで実施規範の改定作業は待つべきとの意見を表明したが、アフリカ諸国からは国際的にソルガムの穀類としての重要性が高まっており、ソルガム中のカビ毒に関して実施規範の付属書の作成を開始すべき時期にあること、ソルガム中のアフラトキシン及びオクラトキシン A については十分なデータがあることが表明された。

JECFA 事務局からも実施規範の作成を進めるよう提案があり、我が国も実施規範の作成を支持した。

(結果)

議論の結果、ソルガム中のアフラトキシン及びオクラトキシン A の管理に関する実施規範付属書の作成を新規作業とし、35 回総会に諮ることが合意された。ナイジェリアを議長国とし、スーダンを共同議長国とする電子作業部会が原案を作成し、ステップ 3 で回付し、次回会合で議論することが合意された。

議題 9(d). ココア中のオクラトキシン A に関する討議文書

電子作業部会（議長国：ガーナ）が作成した討議文書についてガーナより説明が行われた。

ココア中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範については、ココアの一次生産段階も含むことが明確化され、実施規範策定に概ね支持が得られたため、新規作業として総会で採択された後、ガーナを議長国とする電子作業部会が原案を作成し、ステップ 3 で回付し、次回会合において議論することで合意された。なお、ココア中のオクラトキシン A の最大基準値の策定については実施規範が策定・遂行された後に検討されることで合意された。

議題 9(e). 種々のリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書

電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：オランダ）が作成した討議文書について、米国より説明が行われた。米国より本文書は本部会及びその他の部会並びに各国において有益な情報であるため、利用できるような公式な位置づけとなされるよう提案された。

本文書の有用性については部会内で合意が得られたものの、その位置づけについては手続きマニュアルに含め公式な文書とするべき、加盟国向けガイダンスとするべきなどの意見が出された。コーデックス事務局からは、手続きマニュアルに含める場合は、コーデックス及び部会で使用される情報だけに限定する必要があること、加盟国向けのガイダンスとするには新規作業として総会の承認を経るなどの手続き必要があることが説明された。これらの説明を受けて、議論された結果、本文書は当座の間、本会合の報告書の付属書とすることとし、コーデックスのシステム内で利用されるその他の同様の information document をコーデックスのホームページにどのように掲載が可能か、情報提供の方法を調査するよう CCGP に対して検討を付託することで合意された。

一般的な問題

議題 10. JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リスト

(議論の概要)

JECFA による汚染物質及び自然毒の優先評価リストに関する会期中作業部会（議長国：米国）の議論及び結果（CRD2A）をもとに、議論が行われた。

すでにリストに掲載されていた、3-MCPD エステル、グリシドールエステル、ピロリジンアルカロイド及び非ダイオキシン様 PCB の 4 物質については、引き続きリストに掲載することで合意した。このうち、3-MCPD エステル及びグリシドールエステルについては、

作業部会において、我が国からサーベイランス及び亜慢性毒性試験のデータ提供時期について情報提供を行った。

作業部会では、新たに、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB の再評価及びココア及びココア製品のカドミウムの暴露評価の2つの要請があり、本会合ではこの2点を中心に議論が行われたが、結果として、ダイオキシン類の再評価は優先評価リストに掲載せず、ココア及びココア製品のカドミウムの暴露評価のみをリストに新たに追加することが合意された。

議題 11. その他の事項及び今後の作業

最近の JECFA のリスク評価結果等を踏まえた CCCF でのフォローアップの必要性に関して、会期中に行われた作業部会（議長国：EU）における議論内容及び提案事項について EU より報告され、部会は以下のとおり作業部会からの提案事項を承認した。

i) 青酸グリコシド

キャッサバ及びキャッサバ加工品の実施規範及び最大基準値の策定について新規作業として了承され、第 35 回総会に諮り、ステップ 3 で回付し、次回会合で議論することで合意した。なお、電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：ナイジェリア）を設置し、①既存のコーデックス個別食品規格の青酸の最大基準値の見直し、及び新たな品目（キャッサバチップスなど）における最大基準値の策定、②キャッサバ中の青酸低減のための農業生産及び加工方法を含む実施規範の策定、③食品中の青酸の分析方法、について検討を行うことで合意された。

ii) 食品中の放射性物質

議題 3(b). 参照

iii) メチル水銀

電子作業部会（議長国：ノルウェー、共同議長国：日本）を設置し、魚類及び捕食魚類中のメチル水銀のガイドライン値の見直しに関する討議文書を作成することで合意された。

iv) シリアル中のアフラトキシン

電子作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：米国）を設置し、シリアル中のアフラトキシンについては討議文書を作成することで合意された。

最後に、本会合ではデータ不足を理由にいくつかの議題が先送りされたことを受けて、CCCF が JECFA にリスク評価を依頼した物質については、JECFA のリスク評価及びその後のリスク評価を受けてのリスク管理措置の検討に十分なデータが間に合うよう、より積極的なデータ収集が必要であることが、再度、確認された。

また、これらの汚染物質や毒素について過去の部会における経緯を踏まえて今後の作業を議論する中で、我が国とオランダが共同で作成している Working document (CF/6 INF/1)の有用性について改めて確認され、引き続き次回会合でも作成することが合意され

た。

議題 12. 次回会合の開催日程及び開催地

第7回会合は、2013年4月モスクワ（ロシア）で開催される予定であり、正確な会場と日程は、ホスト国であるオランダ及びロシアがコーデックス事務局と協議の上、決定することとなっている。

汚染物質部会の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
CCCF が適用するリスク分析の原則	-	第 35 回総会 第 7 回 CCCF
化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範	-	
汚染物質の定義の改訂	-	
食品中のメラミンの最大基準値案（液体乳児用調製乳）	8	
乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案（サンプリングプランを含む）	5/8	
コメ中のヒ素の最大基準値原案	4 に留め置き	第 8 回 CCCF
穀物及びその加工品中のデオキシニバレノール（DON）に関する最大基準値原案並びに関連するサンプリングプラン	2/3	電子作業部会 （議長国：カナダ/EU） 第 7 回 CCCF
食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）の修正	-	電子作業部会 （議長国：EU） 第 7 回 CCCF
新規作業		
食品中及び飼料中のピロリジジンアルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：オランダ） 第 7 回 CCCF
GSCTFF 中の果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類（ソバ、ココア及びキノアを除く）の鉛の最大基準値の改正原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：米国） 第 7 回 CCCF
穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中のアフラトキシシン及びオクラトキシシン A の防止及び低減に関する付属書原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：ナイジェリア/スーダン） 第 7 回 CCCF
ココア中のオクラトキシシン A 汚染低減及び防止のための実施規範原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：ガーナ） 第 7 回 CCCF
キャッサバ中の青酸含量低減のための実施規範原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：オーストラリア/ナイジェリア） 第 7 回 CCCF
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 （議長国：オーストラリア/ナイジェリア） 第 7 回 CCCF

事項	ステップ	今後のアクション
食品中の放射性物質のガイドライン値の改定原案	1/2/3	第 35 回総会 電子作業部会 (議長国：オランダ/日本) 第 7 回 CCCF
討議文書		
コメ中のヒ素に関する実施規範策定のための討議文書	-	電子作業部会 (議長国：中国/日本)
トウモロコシ中のフモニシンの管理措置に関する討議文書	-	電子作業部会 (議長国：ブラジル/米国)
動物のピロリジジナルカロイド (PA) 暴露の低減、食料生産動物 (家畜及び蜜蜂) の PA 含有植物暴露の低減、及び食品 (未加工及び加工品) の PA 含有低減のための管理措置に関する討議文書	-	電子作業部会 (議長国：オランダ)
魚類及び捕食性魚類中のメチル水銀のガイドライン値の再検討に関する討議文書	-	電子作業部会 (議長国：ノルウェー/日本)
穀類中のアフラトキシンに関する討議文書	-	電子作業部会 (議長国：ブラジル/米国)
JECFA における汚染物質及び自然毒の優先評価リスト	-	第 7 回 CCCF

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 27 回一般原則部会 (CCGP)

日時 : 2012 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)
 場所 : パリ (フランス)

仮議題

1.	議題の採択
2.	本部会に付託された事項
3.	ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案
4.	経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム
5.	コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討
a)	” Hazard ” の用語の定義 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの意見
b)	再検討の状況 CCFA, CCCF, CCRVDF, CCPR, CCNFSDU, CCFH からの情報
6.	一般原則部会の付託事項 (Terms of reference) の修正案
7.	コーデックスと OIE の合同規格の策定
8.	文書の回付、報告書の長さ及び内容
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 27 回コーデックス一般原則部会 (CCGP) 結果概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 4 月 2 日（月）～4 月 6 日（金）

場所：パリ（フランス）

2. 参加国及び国際機関

64 加盟国、1 加盟機関、12 国際機関 合計 170 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長 山内 和志

厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与 吉倉 廣

農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 課長補佐 小島 裕章

農林水産省消費・安全局 消費・安全政策課 国際専門職 矢野 貴子

(テクニカルアドバイザー)

東京大学医学部附属病院

企画情報運営部 准教授 企画経営部長 小池 創一

東京大学 公共政策大学院 特任研究員 松尾真紀子

4. 概要

議題 3 ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案**【経緯】**

コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き（PM）の第 5 項には、総会は規格案を最終採択せずそのままステップ 8 に保留することができる規定があるが、その場合の具体的な条件や、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスはない。前回会合で、多くの国からそうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が出され、オランダとカナダを共同議長とする電子作業部会において、①上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果と②リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず、総会において、それらがステップ 8 に保留されている事象についての具体的記述を含んだ討議文書を作成し、本会合で議論することとなったもの。

【結果】

多くの国は、コーデックスにおける手順はほとんどの場合良く機能しており、手順を変更する必要はないとの考えから、ステップ 8 に保留された規格に関連する根本的な問題への対処に集中すべきと主張した。

また、問題の解決には、食品表示部会（CCFL）等のこれまでの経験を生かし、ワークショップ等を活用したより開かれた議論が有用であるとの意見が複数の国から表明された。

日本は、PM を改正する必要はないと主張し、規格案は総会に最終採択を求める前の段階で

問題点を明らかにしておく可能性を追求することが重要であり、そのためにワークショップ等の開催は有用との考えを述べた。

これらの結果、規格がステップ 8 で保留された根本的な原因について検討し、問題点について理解を深めるため、議論が促進された会合（facilitated discussion group）を 2013 年の総会に併せて開催することが合意された。座長は米国と EU が共同で務め、議論を促進するためのファシリテーターをコーデックス副議長の 3 人（ガーナ、カナダ、スイス）が務めることとなった。

議題 4 経済的影響に関する申し立てを検証するメカニズム

【経緯】

前回会合で「一般原則部会の付託事項の修正案」の議論に関連して、個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出した申し立てを検証するメカニズム案及びそれに関連する様式案をマレーシアとブラジルが共同議長を務める電子作業部会（EWG）において検討することになった。EWG では当該メカニズムの必要性について各国で意見が分かれたことから、報告書では具体的なメカニズムは示されず、一部の国から提出された様式案のみが提示された。

【結果】

EWG の議長国であるマレーシアは、参加国が少なかったことを説明しつつ、本作業の継続又は中止を部会として判断することを求め、更に部会議長への追加的なガイダンスとして、手続きのステップ 4 と 7 に経済的影響を扱うことに関する記述を追加する提案を行った。

日本を含む複数の国は、規格策定の各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することは既に認められており、また、議長が経済的影響を会議内で考慮すべき旨 PM にて既に規定されていることから、記述の追加にはほとんど意味がないことを指摘した。日本は、経済的影響の考慮は規格案作成の初期の段階で行ってはどうか、と提案した。

一方では、コーデックス規格を採択していく上で、途上国にとって経済的影響は大変重要であり、今後も作業を継続すべきであるという意見が複数の国から述べられた。

これらの議論の結果、現時点では手続きの変更は行わないことが合意され、また様式についても、その多様性を考慮し、各国が合意した統一的なものを作成することは困難との結論に達した。しかし、本議題の重要性を鑑み、オーストラリアとマレーシアが共同で、経済的影響をどのように考慮するか、について実用的な検討文書を作成し、次回議論を継続することとなった。

議題 5 コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

(a) PM の” Hazard” の用語の定義

本件に関係する部会で見直しの必要はないとの結論が出されたことから、見直しを行わないことが合意された。

(b) 再検討の状況

前回会合において、コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1（CCGP が各部会におけるリスク分析の原則に関し、一貫性の有無についてレビューする）については、作業

を終了し、今後、各部会が同戦略計画の Activity 2.2（各部会において策定されたリスク分析の原則をレビューする）に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととされ、今次会合で、各部会のレビューの状況について報告が行われた。

食品添加物部会（CCFA）及び食品汚染物質部会（CCCF）のリスク分析の原則案の中で、CCFA の第一段落目にある“as approved by the Commission”は、CCCF では削除されており、一貫性をもたせるため、削除しないことが合意された。

議題6 一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案

【経緯】

前々回会合で「一般原則部会の付託事項」中の「受託(acceptance)」を含む文章全体を削除することで合意されたが、第32回総会で規格の経済的影響を吟味するメカニズムを部会の付託事項に残すべきとの意見が出された結果、再度、前回部会で付託事項全体が検討された。議論の結果、①より正確になるよう第一文に加筆し、②各部会から提案される手続きや一般的事項に関する提案・修正案の検討、総会に対してPMの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し、③受託に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除することで合意されたが、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、今次会合で引き続き検討することとされたもの。

【結果】

日本を含む複数の国は、PMにおいて、各ステップで経済的影響を適切に考慮して対処することが既に規定されていることから、CCGPの付託事項から削除することが適当であり、個別的作業を付託事項に残すことで、部会が優先すべき他の作業との間で誤解を生む可能性があることを指摘した。

一方でその重要性から複数の国は、本記述を残すべきと主張し、その後マレーシアを含む複数の国から、本記述を削除した上、その内容を第一文に入れ込む案が提示されたが、上記懸念の解決にならないことから、合意は得られなかった。

これらの結果、付託事項を修正しない、すなわち、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述は括弧書きのまま残すこととし、次回会合で議題4の議論と併せて、継続して議論していくことが合意された。

議題7 コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の合同規格の策定

【経緯】

前々回会合で、OIEより、動物生産に係る食品安全に関し、コーデックスとの協力関係は既に存在するが、より連携を強固にするためにOIE/コーデックス合同規格を策定することを検討する提案がなされた。議論の結果、両者の協力関係を強化することは非常に重要だが、両組織の規格作成の手続きが全く異なることから、コーデックス事務局がOIE事務局と調整し、手続き上の問題点も含め、合同規格策定の可能性について、討議文書を作成することとされた。しかし、前回会合では、討議文書が会議当日に配布されたため、中身に踏み込んだ議論をするのは難しいとの意見が出され、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、今次会合で具体的に議論することとされたもの。

【結果】

OIE は、各国におけるコーデックスとの規格策定の手順に差異に対する懸念から、合同規格策定に関する提案の取り下げを表明した。一方で、これまでの両組織の協力関係を今後更に強化するため、両組織の規格を相互に参照するといった内容を念頭に、相互承認の方法 (mutual recognition) を探っていきたいと提案した。

この協力関係強化の提案には複数の国からの賛同があった。日本は、両機関の協力関係を強化することは重要であるが、OIE から提案のあった相互承認の方法については明確化を求めるとの意見を述べた。

複数の国から、PM には規格策定の手順における国際機関との協力についてのガイドラインが既に存在している旨の指摘があった。

これらの結果として、カナダを座長とした EWG を立ち上げ、両機関の規格を相互に参照し合うための仕組みなどについて、次回会合で検討することが合意された。また、次回会合において、OIE の支援の下で本件に関する PWG を開催することも合意された。

議題 8 文書の回付、報告書の長さ及び内容

文書の回付、報告書の長さ及び内容については、執行委員会や、総会でこれまで何度も取り上げられてきた事項であり、前回会合では、2010 年秋に開催されたラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) での検討結果も踏まえて今回の会合で引き続き議論することとされた。CCLAC では、多くの国からすべての言語による文書やレポートの配布が遅れていることに懸念が示されたことが報告された。

本会合では、特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが問題にされた。すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明された。一方、事務局は多くの国は自国語ではない言語で作業をしているため、なるべく早く一つの言語でも文書を配布することが重要との認識を示した。

翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、その弱点は認識しつつも、今後検討していくことが合意された。一方、事務局は文書の配布が遅れる理由の一つとして、部会を 5 月まで開催していることから、7 月に開催される総会の準備が遅れてしまう旨説明した。事務局は、今後文書の準備状況について、その責任者を含め、コーデックスのホームページで表にして明示する、また、国際植物防疫条約 (IPPC) の有しているオンラインのコメント提出システムの採用を検討するなど現在行われている取組を紹介した。

また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。

議題 9 その他の事項及び今後の作業

(a) 総会、執行委員会以外でのコーデックス役員 (officer) の参加資格の明確化について

カナダより、コーデックス議長及び副議長が総会や執行委員会以外の部会等に出席する際の参加資格を明確化し、それを目的としてコーデックス委員会内に組織 (bureau) を発足する可能性について検討するための新規作業が提案された。

FAO 事務局（法務コンサルタント）は、コーデックス議長及び副議長は総会、執行委員会以外での役割は規定されておらず、他の部会等では通常国の代表団の一人として参加するとの認識を示した。また、新しい組織の発足には、その機能、他の組織との関係性、監査、報告の義務等を含めて、コストのかかる複雑な問題があり、特に FAO、WHO との関係性から、これらが解決されない段階で、何かを代表する役割の新組織を発足させる提案には同意できないだろうと述べた。

カナダは、新組織の発足は、むしろ部会等における議長や副議長の役割を明らかにする目的に限定した提案で、外部に向けて何かを代表する役割を想定したものではないと回答した。カナダがこれら議論の結果を含め、より提案を明確化した文書を次回会合までに用意することで合意された。

（b）汚染物質の定義

議題 5b に関連し、CCCF より提案された PM における汚染物質の定義の変更について議論された。カナダから、提案された定義には、メラミンの意図的な混入や、バイオマスの廃棄物等による飼料汚染の問題が含まれない問題を指摘し、検討に時間が必要との意見があった。日本は CCCF に引き続き、汚染物質の一般的定義を変更することにより、飼料添加物が明確に汚染物質の定義から外れ、既存の規格における汚染物質に含まれる物質の範囲の考え方と齟齬が生じる問題について指摘した。

しかし、複数の国から CCGP は汚染物質の詳細な技術的な側面について議論することはできないとの意見があったことから、提案された定義の変更は承認された。

（c）コーデックス関連情報をコーデックスシステム内で提供する方法の検討について

米国から、CCCF で、作業文書や PM に入れ込む文章ではない性質のもので、各国に有益な情報となると考えられる文書について、CCGP にコーデックス内での利用可能性の検討を依頼することになった経緯が説明された。複数の国は他の部会でこのような文書が、情報文書や参照文書として作成されたことを事例として、新規作業の提案を支持した。

事務局は、コーデックスにおける作業文書はホームページでアクセス可能であり、FAO や WHO の出版物として刊行することも可能との認識を示した。また、FAO 事務局（法務コンサルタント）は、このような情報文書の法的位置づけについて、拘束力を持たず、情報提供を目的とするものである、との見解を示した。

米国を座長として、EWG を立ち上げ、このような文書の利用可能性の向上や、選別の方法について検討することが合意された。

（d）一般問題部会と個別食品部会の協調について

一般問題部会が、個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと（具体的には魚類・水産製品部会（CCFPF）が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会（CCFH）が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した）から、ノルウェーがより効率的な作業と重複を防止すること目的とした新規作業を提案した。本部会では、PM における具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、ノルウェーが検討文書を作成して次の会合で議論するこ

とが合意された。

議題 10 次回会合の日程及び開催地

次回会合は 2014 年フランスのパリで開催されることが合意された。

一般原則部会（CCGP）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
手続きマニュアルの改正		
コーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用		第 35 回総会
リスク分析方針（CCFH、CCFA 及び CCCF）		第 35 回総会
汚染物質の定義		第 35 回総会
その他の事項		
ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案		議論が促進された会合 （Facilitated Session）（議長：EU、米国、ファシリテーター：副議長） 第 28 回 CCGP
経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式		第 28 回 CCGP
一般原則部会の付託事項（TOR）の修正案		第 28 回 CCGP
コーデックスと国際獣疫事務局（OIE）の協調		電子作業部会／物理的作業部会（議長国：カナダ） 第 28 回 CCGP
執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会役員の参加資格		第 28 回 CCGP
コーデックス関連情報をコーデックスシステム内で提供する方法の検討		電子作業部会（議長国：米国） 第 28 回 CCGP
一般問題部会と個別食品部会の協調		第 28 回 CCGP

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回残留農薬部会

日時：2012 年 4 月 23 日（月）～28 日（土）

場所：上海（中国）

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO 及び WHO から生じた関心事項
4(b)	その他国際機関（IAEA）から生じた関心事項
5(a)	2011 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）からの一般審議事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会（CCPR）で生じた特定の懸案に対する 2011 年 JMPR の回答
6(a)	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ 7）及び原案（ステップ 4）
6(b)	グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト
6(c)	パイロットプロジェクト及び各国のグローバルジョイントレビューの進捗の更新情報
7(a)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ 7）：果実群（食用花（Edible Flowers）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits- Edible Peel）並びに熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits - Inedible Peel）を除く）

7(b)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（ステップ7）：食用花（Edible Flowers）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits- Edible Peel）並びに熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）（Assorted Tropical and Sub-tropical Fruits - Inedible Peel）
7(c)	食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案（ステップ4）：選択された野菜類
8(a)	食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案（ステップ7）
8(b)	Table 2：野菜類の代表作物の選定の例原案（食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案）（ステップ4）
9	Minor Crops 及び Specialty Crops に係る MRL 設定の促進のためのガイダンスに関する討議文書
10	コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂
11	農薬に関するコーデックス優先リストの策定
12	その他の事項及び今後の作業
12(a)	CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題についての討議文書
12(b)	茶における農薬の MRL の評価
12(c)	食品及び飼料中の残留農薬の分析法
13	次回会合の日程及び開催地

第 44 回コーデックス残留農薬部会 (CCPR) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 4 月 23 日 (月) ～4 月 28 日 (土)
場所：上海 (中国)

2. 参加国及び国際機関

68 加盟国、1 加盟機関、6 国際機関 合計 253 人

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局農産安全管理課課長補佐	入江 真理
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	茂野 雄城
国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長	根本 了
農林水産省消費・安全局農産安全管理課係長	高岸 克行
内閣府食品安全委員会事務局評価課係員	大田 啓

4. 概要

議題 1 議題の採択

議題 12a の審議順を議題 11 の前に変更するとともに、茶における農薬の MRL の評価を議題 12 に追加した上で採択された。

また、農薬の分析・サンプリング法に関する会期中作業部会 (議長国：豪州) 及び CCPR が適用するリスク分析の原則の改訂に関する会期中作業部会 (議長国：ブラジル) を設置することが合意された。

議題 2 報告者の選任

Mr. Kevin BODNARUK (豪州) 及び Mr. David LUNN (ニュージーランド) が選任された。

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 34 回総会 (2011 年 7 月) における農薬の推奨分析法のリスト (CODEX STAN229-1993) に関する議論の結果が報告された。総会では、同リストを廃止せず維持することが合意されたが、その定期的な更新が困難である事情を鑑み、総会から本部会に対し、食品又は飼料中の残留農薬の分析法として適切かどうかを判断するための規準の策定を検討することが要請された。

この要請については、農薬の分析・サンプリング法に関する会期中作業部会において検討し、その結果を議題 12 において議論することが合意された。

議題 4 (a) FAO 及び WHO から生じた関心事項

WHO 事務局から、GEMS/Food cluster diets の更新状況について情報提供があった。また、FAO 事務局から、最近の活動として、①2012 年 2 月に開催された第 2 回グローバルマイナーユースサミットの結果、②MRL 推定のための残留農薬の評価に関する発展途上国向けトレーニングマニュアルの更新及び③2011 年に南米、アフリカ、アジアで開催された地域ワークショップが紹介された。

議題 4 (b) その他国際機関 (IAEA) から生じた関心事項

本部会に関連する IAEA の活動が紹介された。また、農薬の分析・サンプリング法に関する会期中作業部会において、IAEA のウェブサイト掲載情報を参考にすることが合意された。

議題 5 (a) 2011 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告

JMPR 事務局 (FAO 事務局及び WHO 事務局) から、2011 年 JMPR における以下の一般的検討事項が報告された。

① 農薬の毒性評価に関連する総論的な議論

WHO 事務局より、評価書作成者向けのガイダンスの更新及び毒性データの提出方法に係るガイダンスの作成の状況が報告された。

② 短期摂取量推定のための自動表計算の更新：新たな多食者摂取量データ

WHO 事務局より、多食者摂取量データの更新状況が報告された。また、データの質を保証する責任は各国政府にあるとの言及があった。

③ 比例性 (Proportionality) の適用による MRL 推定

FAO 事務局より、2011 年 JMPR において、比例性¹を適用して MRL が推定されたことが紹介された。米国等数カ国は JMPR による本手法の使用を支持したが、EU は本手法の使用にあたっての原則が合意されていないとの見解を示した。

④ ゾーニング及び MRL 推定

FAO 事務局より、2011 年 JMPR において、Sulfoxaflor について、パイロットプロジェクトの一環として、地域によって残留に大きな差がないとの前提で各地域の残留試験データを統合して MRL が推定されたことが紹介された。米国等数カ国は JMPR による本手法の使用を支持したが、EU は、本手法の使用にあたっての明確な規準及びガイダンスが不可欠との見解を示した。

(b) コーデックス残留農薬部会で生じた特定の懸案に対する 2011 年 JMPR の回答

議題 6 の議論の中で、必要に応じ報告されることとなった。

議題 6 (a) 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)

32 農薬に係る MRL 案及び原案の検討が行われた。結果は以下のとおり。

○ MRL 案がステップ 8 に進められた農薬

Tebuconazole (189) Clothianidin (238) Omethoate (55)

¹ MRL は、国が定める農薬使用基準 (GAP) のうち残留が最大となる使用基準 (cGAP) の条件で実施した作物残留データをもとに推定する。ただし、±25% の投下量の幅は同じ GAP として扱ってよいとされている。"Proportionality" は、このような条件に合致するデータが少ない場合、一定の範囲内の農薬投下量において、cGAP よりも 25% 以上高い又は低い農薬投下量で実施した作物残留試験データに、cGAP の投下量と作物残留試験における投下量の比を乗じて、cGAP に従った場合の残留データを推定する方法を指す。

○ MRL 原案がステップ 5/8 に進められた農薬

Acephate (95)	Methamidophos (100)	Cypermethrins (including alpha-zeta- cypermethrin) (118)	Glyphosate (158)
Profenofos (171)	Hexythiazox (176)	Etofenprox (184)	Tebuconazole (189)
Spinosad (203)	Pyraclostrobin (210)	Azoxystrobin (229)	Spirotetramat (234)
Clothianidin (238)	Etoxazole (241)	Acetamiprid (246)	Emamectin benzoate (247)
Flutriafol (248)	Isopyrazam (249)	Saflufenacil (251)	

○ MRL 原案がステップ 5 に進められた農薬

Diflubenzuron (130)	Hexythiazox (176)	Etofenprox (184)	Spirotetramat (234)
Dicamba (240)	Acetamiprid (246)	Flutriafol (248)	

○ 既存 MRL の削除が提案された農薬

Cypermethrins (including alpha- and zeta- cypermethrin) (118)	Profenofos (171)	Hexythiazox (176)	Etofenprox (184)
Tebuconazole (189)	Spinosad (203)	Pyraclostrobin (210)	Spirotetramat (234)

○ MRL 案又は原案のステップを進めなかった農薬 (ステップ 7 に維持)

Chlorpyrifos-Methyl (90)	Phorate (112)	Oxamyl (126)	Bifenthrin (178)
Tebuconazole (189))	Fenbuconazole (197)	Esfenvalerate (204)	Metalaxyl-M (212)
Difenoconazole (224)	Clothianidin (238)		

(ステップ 4 に維持)

Triazophos (143)	Azoxystrobin (229)	Acetamiprid (246)
Sulfoxaflor (252) *		

* 議題6(b)(c)のパイロットプロジェクト対象剤

比例性の適用による MRL 推定に関する検討事項

JMPR が MRL の推定に際して比例性を適用することについて、米国等数カ国は支持したが、EU は、概念としては支持するが、どのような場合に比例性を適用できるかという規準を本部会において明確にすべきと強く主張した。

その結果、比例性を適用して JMPR から勧告された MRL 案は今次会合ではステップ 5 に留められ、電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：ドイツ）を設置し、MRL の推定に際して比例性を適用するための原則及びガイダンスの策定を検討することが合意された。また、JMPR に対し、2012 年の評価対象農薬について、比例性を適用した場合の MRL 案と、適用しなかった場合の MRL 案を比較するため、両者を併記した事例を提供するよう依頼することが合意された。

議題 6 (b) グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト

議題 6 (c) パイロットプロジェクト及び各国のグローバルジョイントレビューの進捗の更新情報

【背景】

現行の手続きマニュアルでは、新規化合物の農薬については、登録されたもののみが、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価の対象とされている。米国は、農薬登録が行われる前にコーデックス MRL が設定されるようにすべきと主張している。

最近、OECD の枠組みと関連して、農薬登録の早期化等を図るため、（本部会の活動とは全く独立して、）試験データを複数国が役割分担して評価するジョイントレビューが行われている。

さらにコーデックス MRL の設定を早期化することを目的として、米国提案により、農薬が登録される前に、ジョイントレビューと同時並行で JMPR が評価を行うパイロットプロジェクトを実施することが、第 42 回会合において合意された。

これを受け、対象農薬の Sulfoxaflor について、2011 年 JMPR による評価が行われた。JMPR の評価においては、（1）現行の方法を用いて推定された MRL とともに、パイロットプロジェクトの一環として、（2）①この農薬が同一の使用基準（GAP）で使用され、②地域によって残留に大きな差がない、との前提で、全ての残留データを統合する方法により MRL が推定された。

今次会合の討議文書では、

- Sulfoxaflor について、安全上の懸念がない限り本年 7 月の総会でステップ 5 / 8 で採択すること
- パイロットプロジェクトの結果として、上記（2）の方法を用いてこの農薬のコーデックス MRL を設定するかどうかを検討すること

が提案された。

【結果】

米国からパイロットプロジェクトの進捗状況について報告があった。対象農薬の Sulfoxaflor に関するジョイントレビューが終了しておらず、今次会合での本プロジェクトの評価は困難であることが確認された。

このため、Sulfoxaflor の MRL 案については、ジョイントレビュー終了後に検討することとし、正式に農薬の使用基準（GAP）が設定されることを待ち、ステップ 4 に留めることが合意された。

議題 7 食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂

食品及び動物用飼料のコーデックス分類のうち、(a)果実群（ただし、(b)を除く）に関する改訂案（ステップ 7）、(b)食用花、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）及び熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）に関する改訂案（ステップ 7）、(c) 葉菜類、茎葉及び葉柄野菜類並びにアブラナ科結球類・頭花状野菜類に

関する改訂原案（ステップ4）について議論された。

(a)(b)の果実群の各分類²については、いくつかの作物の分類を変更した上で、これらをまとめてステップ8に進めることが合意された。その際、我が国の提案を受け、当初は熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）に含まれていた果実のうち、「きんかん」をかんきつ類に、「かき」を仁果類に移動することが合意された。また、かんきつ類の「ゆず」について、Yuzuが国際貿易上最も主要であることから、これを分類上の一般名とし、Yujaをその別名とすることが合意された。

(b)の食用花については、学名を一部追加した上で、ステップ7に留めることが合意された。

(c)の各分類については、いくつかの作物の追加及び分類を変更した上で、ステップ5に進めることが合意された。また、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）を再度設置し、その他分類の改訂について議論することが合意された。

議題8 食品群への農薬最大残留基準値（MRL）の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス

【背景】

本議題では、グループ MRL（定められた食品群全体を対象とした基準値）を設定する際に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」の作成が検討されてきた。これは、代表作物について作物残留試験を実施してグループ MRL を設定すれば、マイナー作物に多くの MRL を設定するための一手段となるとの考え方に基づくものである。

我が国はこれまで、

- ①生産量や消費量の違いにより、代表作物が各国で同一になるとは限らないことから、各国が「原則及びガイダンス」に従って、自国の代表作物を選定した結果を考慮して、コーデックスが代表作物の選定の検討を行うアプローチが認められること
- ②文書全体について容易に理解でき、かつ使いやすい構成とすることを基本方針として、具体的な修正の提案を行ってきた。

数年間の検討を経て、前回会合において、「原則及びガイダンス」の本体部分及びこれに添付された果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 をステップ7とすることが合意された。

【結果】

「原則及びガイダンス」の本体部分について、より理解しやすくする観点から、一部修正がなされた。また、果実の代表作物の例示を掲載した Table 1 は、議題7の議論の結果と整合性をとって一部の記述が修正された。その上で、本体部分及び Table 1 をステップ8とすることが合意された。

また、野菜の代表作物の例示を掲載した Table 2 については、野菜類の改訂作業が進行中であるため、議論の結果、ステップ3でコメントを求めた後、電子作業部会（議長国：オランダ、共同議長国：米国）において検討することが合意された。

² かんきつ類、仁果類、核果類、ベリー類、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食すもの）、熱帯性果実及び亜熱帯性果実類（皮を食さないもの）

議題 9 Minor Crops 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のための ガイダンスに関する討議文書

【背景】

マイナー作物への MRL 設定については、売上高に寄与しないとの理由でメーカーのデータ作成の動機づけが十分働かないため、必要な科学的データを得ることが困難となっている。本議題では、こうした状況での MRL 設定の促進方法が討議されている。

前回会合で、CCPR と JMPR が使用するマイナー作物の定義が検討されたが、2009 年に策定された OECD のガイダンスにおいても統一的なマイナー作物の定義を決めないこととしたため、定義を決めるのではなく JMPR での評価に必要な作物残留データの最小例数を定めるためのクライテリアについて検討することになった。

【結果】

これまで電子作業部会で検討されたクライテリア案が、本会合の前々日に開催された物理的作業部会で議論された後、本会合に提示された。

ある作物について、(a)その作物の生産量が世界の作物の総生産量に占める割合、(b)各地域における消費量データ、を指標として、作物残留データの最小例数を 3 例、4 例、5 例の 3 区分のいずれかに分類する方針が合意された。しかしながら、現在のクライテリア案は飼料作物や飲用作物に適用できないことや、年間消費量は少量でも特定の季節に集中して多く消費される作物の取扱いを考慮する必要性が指摘された。

議論の結果、電子作業部会（議長国：フランス、共同議長国：タイ及びケニア）を設置し、①クライテリア案に関する残された課題の検討、②クライテリア案に基づく各作物の作物残留データの最小例数の表の精緻化、③残留データのニーズが高いマイナー作物と農薬の組み合わせを同定するデータベース作成の検討、④複数国によるデータ提出を促進するためのガイダンスの検討を行うことが合意された。

議題 10 コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂

【背景】

手続きマニュアルにある「CCPR が適用するリスク分析の原則」の改訂については、4 年前の第 40 回会合の合意を受け、

- 1) JMPR により評価される農薬の優先リストの規準を同原則に編入すること
- 2) 直近の CCPR において決定されたリスク管理方針を同原則に掲載すること
- 3) 15 年に 1 度行われるコーデックス MRL の定期的な再評価（以下、「再評価」）のルールの見直しを検討すること

等について、電子作業部会（議長国：アルゼンチン）を中心に作業が進められてきた。

本改訂作業の最大の論点は、再評価の際のデータ要求及び MRL の維持・廃止のルールの見直しである。

現行の再評価手続きでは、農薬を開発したメーカーから、必要なデータが提供されないこと等により JMPR による再評価ができない場合には、既存のコーデックス MRL を廃止することが定められている。これまでの議論の結果、再評価の枠組みを維持することは合意されているが、その際に必要なデータ要求については、過去の JMPR の評価に使用されたデータを再利用すればよく、提出が必要なデータを可能な限り軽減すべきと主張する途上国（中南米やアフリカ諸国）と、最新の科学的知見に応じたデータ提出が

不可欠と主張する先進国の間で考え方に大きな隔たりがある。

このため、前回会合においても、結論は得られず、今次会合までに、電子作業部会（共同議長国：アルゼンチン及びブラジル）において再評価手続きの見直し案を優先的に検討し、可能であれば、その検討結果を踏まえて本文全体の修正案を検討することが合意された。

【結 果】

これまで電子作業部会で検討された改訂案のうち、再評価手続きを除く項目が、本会合前日に開催された物理的作業部会及び会期中作業部会において段落毎に議論された。我が国が提案した多くの記述の修正が改訂案に反映された。この改訂案は、本会合において、一部未解決の項目を除き、概ねの支持が得られた。

再評価手続きについては、会期中作業部会において、農薬メーカーが自らデータを提出しない場合のデータ要求を中心に議論が行われた。我が国は、データの提出主体によらず JMPR の評価に十分なデータの提出が不可欠であることを強調し、必要なデータを具体的に明記すべきと主張した。さらに、JMPR の限られたリソースを有効活用するため、JMPR に再評価を依頼する前に、必要なデータが揃っているかどうかを確認するスクリーニングプロセスを設けることを提案した。これを受けて、実際にどのようなデータが提出されれば JMPR の評価に十分なのか JMPR に助言を求めたいとの意見が多く出たため、JMPR 事務局を交えた議論も行ったものの、途上国と先進国の意見が割れ、改訂案をまとめるには至らなかった。本会合でも議論は行われたが、引き続き検討が必要と結論された。

その結果、電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：コスタリカ）を設置して、本会合で合意が得られなかった項目（①再評価の手続き、②JMPR により評価される農薬の優先リストの規準及び③concern form 等に関する手続き）に係る改訂案を次回会合までに検討することが合意された。なお、再評価の手続きについては、農薬メーカーが自らデータを提出しない場合に要求されるデータについて、JMPR からの助言を得つつ検討することとされた。

議題 11 農薬に関するコーデックス優先リストの策定

JMPR における農薬の毒性及び残留に関する評価の優先リストについて検討された。2013 年の優先リストについて、1 剤が 2014 年に延期された上で合意された。また、本議題の電子作業部会の議長（豪州）より、前回の評価から 15 年経過しており定期的な再評価の候補には上がっているが、未だそのスケジュールが決まっていない農薬のうち、農薬メーカーがデータ提出を支持しない農薬が 9 剤、また、農薬メーカーのデータ提出の意向が不明の農薬が 4 剤あることが紹介された。

議題 12 その他の事項及び今後の作業

(a)CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題についての討議文書

前回会合において、増大する作業負担に対する JMPR のキャパシティ及びリソースに関する問題点及び解決策について討議文書が示され、主な論点として、新たな資金提供の枠組みの創設、JMPR 専門家の増員、会合の開催回数の増加が議論されたが、実効性

のある解決策を見出すことはできなかった。

今次会合では、米国から、JMPR のリソース問題の解決策についていくつかの提案がなされ、JMPR 事務局からこれらを歓迎するとのコメントがあった。しかし、JMPR 事務局からは、深刻な資金不足のため、2013 年 1 月までに資金を確保できなければ 2013 年の JMPR の開催は不可能との情報提供があった。

本件については、各代表団が自国政府に対し、資金提供や専門家の提供により JMPR の活動を支援するよう伝えるとともに、本課題の解決策を FAO 及び WHO の運営機関においても提起することが奨励された。

(b)茶における農薬の MRL の評価

中国から、茶は浸出液が消費される特異な作物であり、茶の浸出液中の農薬の残留量は、農薬の水溶性に密接に関係していることが強調された。また、茶葉の MRL 設定にあたり、浸出液中の農薬の残留量を使用して暴露評価を行うことが提案された。

これに対し、JMPR 事務局からは、既に、茶葉の MRL 設定にあたり、浸出液中の農薬の残留量を暴露評価に使用しているとの紹介があった。

議論の結果、こうした JMPR の評価方法が支持されるとともに、茶葉の浸出の標準的な方法等、JMPR で評価方法をさらに検討するために必要な情報を加盟国が JMPR に提出することが奨励された。

(c) 食品及び飼料中の残留農薬の分析法

農薬の分析・サンプリング法に関する会期中作業部会（議長国：豪州）の検討結果が報告された（議題 3 参照）。

議論の結果、農薬の推奨分析法のリスト（CODEX STAN229-1993）は、現在の試験施設で一般に用いられている分析法が含まれていない古い内容であること等から、廃止するよう再度総会に勧告することが合意された。また、電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：中国）を設置し、農薬の分析法の適正評価のための性能規準の作成に関する討議文書を次回会合までに作成することが合意された。

議題 13 次回会合の日程及び開催地

次回会合は、2013 年 5 月に中国にて開催されることとなった。

(参考)

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び改訂案	8	・ 第 35 回総会
MRL 原案及び改訂原案	5/8	・ 第 35 回総会
MRL 案及び改訂案	7	・ 第 45 回 CCPR
MRL 原案	5	・ 第 35 回総会 ・ 第 45 回 CCPR
MRL 原案	4	・ 第 45 回 CCPR
MRL 原案：グローバルジョイントレビュー対象化合物について各国政府又は地域登録機関が登録する前に JMPR が MRL を勧告するパイロットプロジェクト	4	・ 第 45 回 CCPR
削除が提案された MRL	廃止	・ 第 35 回総会
MRL 推定のためのデータ選定における比例性の適用	—	・ 2012 年 JMPR ・ 電子作業部会 (議長国：豪州、共同議長国：ドイツ) ・ 第 45 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案：果実群	8	・ 第 35 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案：ハーブ類 (Edible flower のサブグループ)	7	・ 第 45 回 CCPR (野菜類の改訂が終了するまで据え置き)
食品・飼料分類の改訂原案：選択された野菜類	5	・ 第 35 回総会 ・ 第 45 回 CCPR
食品・飼料分類の改訂原案：その他分類	2/3	・ 電子作業部会 (議長国：オランダ、共同議長国：米国) ・ 第 45 回 CCPR
食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案 (Table 1：果実類の代表作物の例を含む)	8	・ 第 35 回総会
Table 2 原案：野菜類の代表作物の例 (食品群への MRL 外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案)	2/3	・ 電子作業部会 (議長国：オランダ、共同議長国：米国) ・ 第 45 回 CCPR
Minor Crops / Specialty Crops へのコーデックス MRL 設定促進のためのクライテリアのさらなる検	—	・ 電子作業部会 (議長国：フランス、共同議長国：ケニア及びタイ)

討及びその他関連事項に係る討議文書		・ 第 45 回 CCPR
コーデックス残留農薬部会が適用するリスク分析の原則の改訂	—	・ 電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：コスタリカ） ・ 第 45 回 CCPR
農薬に関するコーデックス優先リストの設定（新規農薬と定期的再評価の対象農薬）	1/2/3	・ 第 35 回 CAC ・ 電子作業部会（議長国：豪州） ・ 第 45 回 CCPR
CCPR に対する科学的助言の提供に関する JMPR のリソース問題	—	・ 各国政府、FAO 及び WHO
農薬の推奨分析法のリスト（CODEX STAN 229-1993, REV. 1-2003）の廃止	—	・ 第 35 回総会
農薬の分析法の適正評価のための性能規準の作成に関する討議文書	—	・ 電子作業部会（議長国：豪州、共同議長国：中国） ・ 第 45 回 CCPR
茶における農薬の MRL の評価	—	・ 各国政府、JMPR

FAO / WHO 合同食品規格計画
第 20 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2012 年 5 月 7 日 (月) ~ 5 月 11 日 (金)

場所 : サンファン (プエルトリコ)

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3	FAO/WHO 及び第 75 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関連事項
4	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」 (VICH) を含む OIE の活動報告
5	CCRVDF の付託事項 (Terms of Reference) の改正案
6	(a)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ 7)
	(b)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案の検討 (ステップ 4)
7	(a)CCRVDF が適用するリスク分析の原則の改正案
	(b)「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改訂案
8	(a)水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプラン原案
	(b)一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案
9	(a)JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
	(b)開発途上国における MRL 設定の必要性に関するデータベース
10	人の健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告
11	はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のポリシーに関する討議文書
12	他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿に関する討議文書
13	その他の事項及び今後の作業
	(a)CCRVDF における最近の問題及び解決策
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 20 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2012 年 5 月 7 日（月）～5 月 11 日（金）

場所：サンファン（プエルトリコ）

2. 参加国及び国際機関

47 加盟国、1 加盟機関（EU）、10 国際機関が参加

3. 我が国の出席者

厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	企画情報課	国際食品室長	山内	和志
厚生労働省	医薬食品局	食品安全部	基準審査課	残留農薬専門官	小川	麻子
厚生労働省	国立医薬品食品衛生研究所	食品部	主任研究官		坂井	隆敏
農林水産省	消費・安全局	畜水産安全管理課	課長補佐		能田	健
農林水産省	動物医薬品検査所	検査第二部	総括上席研究官		遠藤	裕子
農林水産省	消費・安全局	畜水産安全管理課			内山	智晴
内閣府	食品安全委員会事務局	評価課	残留動物用医薬品係長		渡邊	寿子

4. 主要議題の概要

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 5 CCRVDF の付託事項の改正案

前回会合において、現在の CCRVDF の付託事項（TOR）に MRL（最大残留基準値）設定以外のリスク管理措置や実施規範などを検討する条項が含まれていないことから、残留農薬部会（CCPR）の TOR の(e)と同様の文書を追加する旨の提案がなされ、議論の結果、修正提案を各国に回付し、今次会合で議論されることとされたもの。

今次会合において議長が事務局に TOR の改正をしなければ MRL 設定以外のリスク管理措置の作成ができないか確認したところ、現在の TOR 及び修正案の記述で、他の作業が可能であるという回答を得た。日本、EU、フィリピン及びノルウェーは(e)及び(f)として「人の健康への懸念から JECFA が ADI（一日摂取許容量）及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理やリスクコミュニケーションに関する勧告を策定すること」を追加し、feed を削除することを支持した。米国、ニュージーランド、南アフリカ、ナイジェリアは TOR の改正は不要であると発言した。ニュージーランドは、(C)の実施規範（codes of practice）であらゆるリスク管理措置が可能と繰り返し主張した。部会は TOR の修正について合意に達しなかったため、TOR を一部修正した案を回付し、意見募集を行い、次回の会合で検討することとした。

議題6 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討

(a)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 案の検討 (ステップ7)

ナラシン (牛)

前回会合では牛由来の食品の MRL は JECFA が検証した分析法をもとに再度検討する予定であることから、MRL 案はステップ7に留め置くことが合意された。その後第75回 JECFA 会合において、分析法が検証され、残留コントロール目的に利用可能であるとされた。我が国では、食品安全委員会において現在、飼料添加物及び動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するにあたっての食品健康影響評価 (以下、食品健康影響評価とする) を行っているところである。

今次会合では第75回 JECFA の勧告に鑑み、残留基準として牛組織中のナラシンのドラフト MRL をステップ8で採択するため、第35回総会に進めることで合意した。EU とノルウェーは本医薬品が自国では使用が認められていないことから、決定を留保した。

(b)動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) 原案の検討 (ステップ4)

アモキシシリン (牛・羊・豚の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)、モネンシン (牛の肝臓)

アモキシシリンの MRL をステップ5/8として、第35回総会に送付することが採択された。

アプラマイシン (牛・鶏の腎臓)

MRL を決定する以前に代謝や組織分布に関するフルデータが必要であることと、MRL が高すぎるのではないかとの意見がでた。JECFA は今後提出される追加データを検討し、評価を完了するまではステップ4に留め置くことで合意した。

デラカンテル (羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)

ニュージーランドから摂取量の計算に使用されたマーカー残留と総残留の比率に懸念が示し、IFAH (世界動物薬連盟) は JECFA とは違った計算方法による、より低い MRL の設定の検討を提言した。このような残留試験データの解釈の違いによる ADI の見直しの JECFA への要請を受けて、本医薬品を再評価の優先リストに追加し、ステップ4に留め置くことに合意した (議題9aを参照のこと)。

モネパンテル (羊の筋肉、肝臓、腎臓及び脂肪)

EU は、JECFA の推奨する MRL はいくつかの国の MRL よりも低く、貿易問題へと発展することの懸念を表明、また提案された MRL は一部の国の休薬期間と整合性がないことが指摘された。議論の結果、JECFA に今後提出されるデータを元に EU 等のより高い MRL の評価を依頼すると共に、第35回総会に本 MRL 案をステップ5として送付することが採択された (議題9aを参照のこと)。

議題7 リスク分析の原則

(a) CCRVDF が適用するリスク分析の原則の改正案

(b) 「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL

設定のためのリスク評価ポリシー」の改正案

会期内 WG での議論をもとに改正案を修正した CRD（議場配付資料）2 に基づき議論が進められた。CCRVDF の委任事項は TOR と重複するので、本文書から削除することが了解された。さらに、JECFA による暫定 MRL の勧告と、Codex 内での暫定 MRL の取り扱いについて、明確に区別する旨の修正が合意された。また、人の健康への懸念から MRL や ADI が設定されない医薬品のリスク管理オプションについて JECFA の意見を踏まえて検討する旨の記述が追加された。

部会では WG の改正案を一部修正した上で、第 35 回総会に採択を求めることで合意した。

Concern form（懸念事項を提起する様式）に関しては、使用について支持は多く集めたものの、その運用にはさらに作業が必要で、電子的作業部会（EWG）（議長：ブラジル、オーストラリア）で concern form の範囲（scope）などを検討した上で文書を回付し、提出されたコメントを踏まえて、次回の部会の直前に、物理的作業部会（PWG）を行うことを合意した。

議題 8 残留動物用医薬品の分析方法

(a) 水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプラン原案

会期内 WG（議長：米国）において、原案に対して CAC/GL 71-2009 の記載方法により近い形のタイ案(CRD 10)に沿って検討が行われ、サンプリングに関する詳細な記載はガイドライン本体にあることから、削除することが合意された。部会では、WG の議長の米国より修正案が説明された。日本から、ちりめんじゃこのような筋肉だけを抽出することが困難な魚種を検査することが想定されるため、muscle を edible tissue にするよう主張し、支持された。他、若干の修正を行った上で、step5/8 として第 35 回総会に採択を求めることで合意した（付属文書 VIII）。

(b) 一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案

総会により新規作業として承認された一斉分析法の性能規準（performance characteristics）の策定に関して、英国及びカナダ主導の EWG が提示したドラフトを基に議論がなされた。

一斉分析法の性能基準についても、個々の分析対象化合物が満たすべき基準は個別分析法と同様であり、個別分析法の性能基準については既に CAC/GL 71-2009（基本的に個別分析法を対象とした性能基準を含む）が策定されている。これらのことを考慮し、一斉分析法についても個別分析法と同様の性能基準が策定されることを支持する立場で対処した。

その結果、英国及びカナダ主導の電子作業部会により、現在のドラフトを大幅に短縮した上で、CAC/GL 71-2009 に対して一斉分析法の性能基準及び一般的なバリデーション

プロトコルを付属文書として追加するための案を作成することで合意された。また、次の部会において本議題に関する英国及びカナダが共同議長の PWG が開催され、作成されたドラフトについて検討することとなった。

議題 9 動物用医薬品の評価又は再評価優先順位リスト

(a) JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

5月6日に開催された豪州を議長とする会期内 WG で議論された内容に沿って検討が進められた。今次会合ではゲンチアンバイオレット、ラサロシド、フェニルピラゾール、フルメキン、エマメクチン安息香酸塩及びオキシロニック酸が優先リストの Part A に掲載されることが合意された。

ジルパテロール塩酸塩については、ステップ 8 で保留となっている β -アゴニストのラクトパミンに作用機序が似ていること、過去におけるホルモン剤を含むこれら薬剤種で発生した問題を理由に EU を含む複数の国々は優先リストへの掲載に反対した。しかし、米国、ブラジルをはじめ、ジルパテロール塩酸塩は優先リストに掲載するためのクライテリアは満たしているとして、安全な食料生産技術開発の重要性を考慮してリスク評価すべき、として賛成する国もあり、コンセンサスは得られなかった。最終的には議長が Part B に掲載する案を提示し、優先順位リストに薬剤を載せる際にコンセンサスが得られない場合の対応についてのガイダンスと共に総会にその是非について判断を求めることになった。

フルメキン、オキシロニック酸及びイベルメクチンについては優先リスト Part C に掲載され、フルメキン、オキシロニック酸は掲載を要請したチリが鮭や鱒について MRL 設定の評価に必要なデータを次回会合までに準備することとなった。イベルメクチンについては 2012 年 7 月までに、ブラジルが公的に利用可能なデータを探すとともに、IFAH（世界動物薬連盟）がデータ提供の可能性について問い合わせることとなった。

また、次の部会の直前に、JECFA による評価や再評価が必要な動物用医薬品リストの作成について、オーストラリアを議長国として PWG を設置することで合意した。

(b) 開発途上国における MRL 設定の必要性に関するデータベース

前回会合では途上国が MRL 設定を要望する動物用医薬品リストについて、作業の必要性が再確認され、電子作業部会（議長国：米国）において、データベースを維持するとともに、データギャップの特定及び優先リストへ掲載するためのサポートを続けて行くこととされた。

今次会合では日曜日に行われた物理的作業部会（議長国：米国）の検討に基づき、米国を議長とする WG を再び設置することに合意し、①データベース化の作業の継続、② JECFA が評価済みである途上国が要求する品目、③必要性のあるデータの特定（バシトラシン、エンロフロキサシン及びフロルフェニコール）などの作業を引き続き行うことで合意した。

議題10 人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量 (ADI) 及び MRL を設定していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告

前回までの会合では、JECFA が人の健康への懸念から ADI/MRL を設定しないと結論付けた12物質(8種)の動物用医薬品について、電子作業部会においてリスク管理措置を検討することで合意した。電子作業部会(議長:EU)では OptionA(当該医薬品を使用すべきではない)及び OptionB(各国政府などが独自でリスク管理措置を検討する)の2つの選択肢が挙げられ、議論が行われたが合意されるまでには至らなかった。

今次会合ではエジプト、EU、コロンビア、フィリピン、ノルウェー、チリ、ガーナ、カナダ、コートジボワール、国際消費者機構(Consumer International)は Option A を支持すると発言した。米国、IFAH は Option B を支持すると発言した。日本は原則、Option A を支持するが、JECFA で明らかにヒトの健康に悪影響を与えると評価された4物質(クロラムフェニコール、マラカイドグリーン、カルバドックス、フラゾリドン)を先行して使用禁止にするべきであると CRD21 に基づいて主張し、韓国、インドネシア、オーストラリア、ブラジル、バングラディッシュ、カメルーンの支持を得た。続けてコロンビア、フィリピン、ノルウェー、チリ、ガーナ、カナダ、コートジボワールからリスク管理措置の策定を進めるべきとの意見が提出され、部会として、JECFA ですでに評価された物質についてそれぞれ物質ごとにリスク管理措置(実施規範または勧告(recommendation))を作成することに合意した。

会期内 WG が開催され、リスク管理措置の文案について検討された。18回 CCRVDF で使用禁止が合意されていたマラカイドグリーンとクロラムフェニコールは、作業部会で作成されたリスク管理措置案「各規制当局は食品中の当該成分の残留を防ぐべきである。このことは食用動物に当該成分を使用しないことによって達成される。」(CDR32)が、部会として正式に採択された。カルバドックスについては、米国が国内承認を有することから現部会でのリスク管理措置決定の猶予を要請したため、EWG(座長:EU)での検討となった。フラゾリドンを含む残りの成分についてはEWG(座長:EU)においてリスク管理措置案を作成し、ステップ3のコメント募集を経て次回のCCRVDF(2013年10月)で検討することを合意した。第35回総会にこの新規作業のプロジェクトドキュメント(付属文書X)を提出し承認された時点で、EWGの活動を正式に開始することとした。

議題11 はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のポリシーに関する討議文書

今次会合においては、はちみつに対する MRL または勧告レベルを設定するためのリスクアナリシスポリシーやクライテリアを検討した。VICH において分析法を含むはちみつのガイドラインが検討中であったが、作業の重複を避けるために VICH の作業は延期されたことが報告された。サンプリングについては CAC/GL71-2009 に収載済みであるため作業の必要はないことが確認された。リスク分析ポリシーの案について JECFA にコメン

トに要請することが合意され、各国から MRL 等の設定に対するガイドライン策定への関心が示されたことから、英国を議長国として EWG を設立し、新規作業提案を行うための文書案を次回会合までに作成することが合意された。

議題 1 2 他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿に関する討議文書

今次会合において電子作業部会の議長であるカナダは、事前に配布した文書 (CX/RVDF/12/20/15) についてさらに部会参加者の意見をまとめた。文書で示された優先度の高い物質のリストの検討は時期尚早であるとして検討されなかった。JECFA は外挿について議論を続けており、本テーマについて EWG が開催されることになっている。今後リスクアセスメントポリシー案を、外挿を行うことのできる生物種、外挿を行う際のクライテリアに関する問い合わせと共に、JECFA に提出し助言を求めることとし、リスクアセスメントポリシー案を回付し、各国にコメントと文書に蜂蜜を含めるかどうかについて回答を求めることとした。この中にはほ乳類から魚類に外挿した際の懸念についても言及された。

議題 1 3 その他の事項及び今後の作業

(a) CCRVDF における最近の問題及び解決策

CCRVDF が抱える作業や改善について議長が各国にコメントを求め、以下の発言があった。

- ・議事に係る意志決定のプロセスには重大な問題があり、ステップ 8 に留め置かれる結果となっている。
- ・次のステップに進める作業は追加や修正を含め迅速に行われるべき。
- ・本会議でより効率的に話し合いを進めることが出来たのは、会期内 WG が開催されたからであり、委員会の合意を達成するための有用な方法であることが証明された。
- ・リスク評価機関である JECFA とリスク管理機関である CCRVDF が意思の疎通を図ることにより、共同作業はより良く改善され、より生産的な相互作用に繋がる。

議題 1 4 次回会合の日程及び開催地

第 21 回 CCRVDF はおよそ 18 カ月後の適当な時期に米国で開催することで合意した。

(参考)

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
最大残留基準 (MRL) 案 ナラシン (牛組織)	8	・ 第 35 回総会
MRL 原案 アモキシシリン (牛、羊、豚組織及び牛と羊の乳) モネンシン (牛肝臓)	5/8	・ 第 35 回総会
水産物、水産食品のサンプリングプラン	5/8	・ 第 35 回総会
「CCRVDF が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改正案	採択を 求める	・ 第 35 回総会
MRL 原案 モネパンテル (羊組織)	5	・ 第 21 回 CCRVDF
MRL 原案 アプラマイシン (牛、鶏の腎臓) デラカンテル (羊組織)	4	・ 第 21 回 CCRVDF
一斉分析法の性能特徴に関するガイドライン原案	2,3	・ 物理的及び電子作業部会 [座長：カナダ、イギリス] ・ 第 21 回 CCRVDF
JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト	1,2,3	・ 第 35 回総会
ADI/MRL が設定されていない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告案	1,2,3	・ 第 35 回総会 ・ 電子作業部会 [座長：EU] ・ 第 21 回 CCRVDF
CCRVDF における付託事項の改正案	—	・ 第 21 回 CCRVDF
CCRVDF の改正 Concern form	—	・ 電子及び物理的作業部会 [座長：ブラジル、オーストラリア] ・ 第 21 回 CCRVDF
他の動物種や臓器への MRL 設定における既存の MRL の外挿	—	・ 物理的作業部会 [座長：カナダ] ・ 第 21 回 CCRVDF
JECFA の評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト勧告案	—	・ 物理的作業部会 [座長：オーストラリア] ・ 第 21 回 CCRVDF
開発途上国における MRL 設定の必要性に関するデータベース	—	・ 電子作業部会 [座長：米国]
はちみつ中の MRL またはその他の規制値設定のポリシーに関する議論	—	・ 電子作業部会 [座長：英国]

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 40 回食品表示部会

日時：2012 年 5 月 15 日（火）～ 5 月 18 日（金）
場所：オタワ（カナダ）

議題

1	議題の採択
2	食品表示部会への付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施
(a)	栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの改訂原案（ステップ 4）
(b)	栄養表示のガイドラインに追加する栄養参照量の定義案（ステップ 7）
(c)	義務的栄養表示の要件（ステップ 4）
5	有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン
(a)	エチレンの他の製品への使用の追加（ステップ 7） - エチレンの果実成熟への使用
(b)	エチレンのその他の使用 - エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用（ステップ 4） - エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用（ステップ 4）
(c)	スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加（ステップ 4）
(d)	有機養殖漁業（ステップ 4）
(e)	構造的手法及びテンプレート
6	規格化された食品の一般名称の変更
7	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地

第 40 回食品表示部会 (CCFL) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 5 月 15 日 (火) ～ 5 月 18 日 (金)

場所：オタワ (カナダ)

2. 参加国及び国際機関

63 加盟国、1 加盟機関、20 国際機関 合計 220 人

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示課 課長	増田 直弘
消費者庁食品表示課 食品表示調査官	塩澤 信良
農林水産省消費・安全局表示・規格課 課長補佐	内田 剛
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際調整係長 (テクニカルアドバイザー)	宮田理恵子
特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構	浜野 弘昭

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 7 「その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地」として、①日付表示 (date marking) の規定に関する討議 (NZ (ニュージーランド) 提案)、②有機ワインに関する新たな規則の情報提供 (EU (欧州連合) より)、③育種選別により栄養強化された作物 (crops biofortified by natural selection) に由来する食品の表示に関する情報提供 (IFPRI (International Food Policy Research Institute (国際食糧政策研究所) より) が行われることが合意された。

議題 2. 食品表示部会への付託事項

コーデックス事務局より情報提供に関する事項や、他の議題で検討される可能性のある事項について、報告があった。

議題 3. コーデックス規格案における表示事項の検討

近東地域調整部会から提案された、Harissa (唐辛子ペースト) の原材料規格への追加及び表示事項、並びに Halwa Tehenia の表示事項が承認された。

議題 4 : 食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略の実施

(a) : 栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの改訂原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 39 回部会では、栄養・健康強調表示に関するガイドライン (CAC/GL23-1997) につい

て、①糖類と食塩の不添加強調表示について追加するための提案文書及びその記載場所の検討を行うこと、②6.3章（比較強調表示の条件）と6.4章（「light」という用語の使用）を、i)「低減された旨」の強調表示について、ii)「light」という用語の使用について、iii)「強化された旨」の強調表示についてという、比較強調表示に関する3つの文章に分けること及び③TFA（Trans Fatty Acid（トランス脂肪酸））の強調表示及びその条件を作成し追加することの3点を委託事項として、カナダを議長国とする電子作業部会を設置することが合意された。

（結果）

（1）不添加強調表示の定義

不添加強調表示について、「食品に特定の原材料が添加されていないことを示すあらゆる表示をいう。その原材料は食品中に存在すること又は添加されることが許されるものであり、消費者が通例当該食品中にあると予期できるものである。」という定義案を、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインの2.1.3章として新規に追加することが合意された。

（2）糖類及び食塩の不添加強調表示

①糖類不添加強調表示

糖類不添加強調表示については、a) あらゆるタイプの糖類を添加していないこと、b) 糖類を添加した原材料を使用していないこと、c) 添加糖類の代替となるような原材料を使用していないこと、d) 食品中の糖類含有量が他の手段により原材料由来の糖類含有量以上に増加していないこと（例：デンプンを加水分解して糖類を生成させる酵素の使用）等の条件案が合意された。

②食塩不添加強調表示

食塩不添加強調表示については、ナトリウム塩不添加を要件とするオプション1と、塩化ナトリウムの不添加及び低ナトリウムの強調表示が許される濃度条件（ナトリウム：0.12g/100g以下）を満たすことを要件とするオプション2の間で議論がなされたが、WHO世界戦略との整合性からオプション1に多くの支持が集まり、我が国もオプション1を支持する旨を発言した。ただし、技術的目的で添加されるナトリウム塩まで規制するのは厳格すぎるとの意見もあり、結果的に部会としては、食塩不添加強調表示の条件案については、オプション1を基本にしつつも、①「塩化ナトリウム以外のナトリウム塩を技術的目的で添加することについては、当該食品のナトリウム含有量が低ナトリウムの強調表示条件を満たす範囲での添加であれば、国の当局はこれを容認してもよい」との文言を条件案に追加すること、②オプション1との整合性からガイドラインにおける食塩不添加表示の標題を「ナトリウム塩不添加」とすること、③食塩フリー表示についてはナトリウムフリー表示の条件を満たすことを要件とすることが合意された。

（3）比較強調表示

比較強調表示の条件に関しては、ナトリウムについても25%以上の差とする旨を明記する代わりに、6.3章は分割しないことが合意された。ただし、微量栄養素に係る「NRV

(Nutrient Reference Value (栄養参照量)) の 10%以上の差」については、それが最新のエビデンスにかなったものかを CCNFSDU (栄養・特殊用途食品部会) に諮問することとした。また、6.4 章については、「6.3 章の条件に加えて、SFA (Saturated Fatty Acid (飽和脂肪酸)) について「低減された旨」の表示をしようとする食品については、TFA の増加があってはならない」とする修正案が合意された。

(4) TFA フリー強調表示

TFAフリー表示の条件 (例：100g当たり、100ml当たり何g以下等) の策定にあたっては CCNFSDUに諮問すべきであること、また、TFA分析法に関しては、特定の油脂のみに適用されているAOCS¹ Ce 1h-05 がTFA分析にも適用できるかの検討とともに、すでにSFA分析法で Type II²とされているAOAC 996.06 をTFA分析法でもType IIとみなせるかについて、CCNFSDUを通じてCCMAS (分析・サンプリング法部会) に諮問することが合意された。

部会としては、議題 4a のうちナトリウム塩不添加表示についてはステップ 5 とするが、その他の内容についてはステップ 5 / 8 として総会に上げることで合意した。

(b) : 栄養表示のガイドラインに追加する栄養参照量の定義案 (ステップ 7)

(経緯)

NRV については「科学的データに基づく数値」であるべきとの観点から、「NRV とは科学的データを基に、栄養表示とそれに関連する強調表示のために策定された一連の数値である。NRV は栄養素必要量 (nutrient requirements) に関する栄養レベルか又は、食事に関連する非感染性疾患のリスク低減に関する栄養レベルを基に算定されたものである。」という定義案が示されていた。

(結果)

上記の定義案については、「非感染性疾患」の英語標記を” non-communicable disease” から” noncommunicable disease” と微細な修正に留めることとし、第 35 回総会での採択と、現行の栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) の第 2 章「栄養成分表示」の定義の後に挿入すること、ステップ 8 として総会での採択を求めることが合意された。

(c) : 義務的栄養表示の要件 (ステップ 4)

(経緯)

第 39 回部会では WHO 世界戦略の実行を促進するために、義務的栄養表示に係るさらなる

¹AOCS: アメリカ油化学会

²Type II (参照法) : Type I の設定が困難な場合の参照法として、Type III の分析法のうちから選ばれた分析法。係争の際また較正のために推奨される分析法。

[参考]

Type I (定義法) : 当該測定項目について許容される値を定義できる唯一の分析法; Type III (代替承認法) : コーデックスの要求基準を満たしており、おそらくは監督、監(検)査、規制の目的で利用される分析法; Type IV (暫定法) : 伝統的に用いられてきた方法、又は最近導入された方法で CCMAS での承認に必要な基準が定められていないもの

作業を実施することについて、オーストラリアを議長国とする電子作業部会を設置することが合意された。

現行の栄養表示ガイドライン 3.1.2 章では、栄養強調表示を行わない食品の栄養表示は任意とする旨が規定されているが、本部会では、この章の「任意」を「義務」に修正すること、及び「国の事情 (national circumstances) が許せば」という文言をこの章に入れるかどうかについて、主に議論がなされることになった。

(結果)

部会では、発展途上国の諸事情を考慮して、当面は熱量、糖質、たんぱく質、脂質のみを義務表示の対象とすべきと主張した国があった一方で、現行ガイドラインの 3.2.1.2 章の栄養素リストを義務表示の対象とすべきであるが、各国の状況、栄養上又は食事に重要でない食品、及び小包装の食品については義務表示から除外することを考慮してもよいのではないかと主張した国もあった。また、各国の状況を考慮することは重要であり、特に発展途上国にとっては、栄養成分表示の義務化の際に手助けとなるガイダンスや技術的支援が必要となることを、多くの国が指摘した。

議論の結果、部会としては、現行の 3.1.1 章を「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインに定義された栄養強調表示又は健康強調表示を行う全ての包装食品について、栄養成分表示を義務とすべきである。」と修正すること、また、現行ガイドラインの 3.1.2 章については、「それ以外の包装食品については、国内事情によって栄養成分表示ができない (national circumstances would not support such declarations) 場合を除き、栄養成分表示を義務とすべき (should be mandatory) である。ただし、例えば、栄養上又は食事に重要ではない (nutritional or dietary insignificance) 食品又は小包装の食品等の食品は表示義務の対象外としてもよい。」と修正することが合意された。以上の定義案について、第 35 回総会での採択を目指し、ステップ 5 / 8 として総会に上げることが合意された。

議題 5 : 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン

(a) : エチレンの他の製品への使用の追加 (ステップ 7)

- エチレンの果実成熟への使用

(経緯)

エチレンの追熟目的での使用は、ガイドラインの付属文書 1 (有機生産の原則) に規定されている。第 39 回部会では、追熟の対象をバナナ及びキウイフルーツ以外の果実に拡大することについて議論されるも、追熟させるためのエチレンの使用が必要不可欠な具体的な果実の案に合意することができず、関心のある国が必要なデータを提出し、米国を議長とする電子作業部会において再検討されることとなった。

(結果)

本作業の電子作業部会の議長国である米国から、他の果物への使用を追加するための提案が出されていないことが報告され、エチレンの他の果物への使用を追加しないことをステップ 8 として総会に諮ることが合意された。

(b) : エチレンのその他の使用

- エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用 (ステップ4)

(経緯)

第39回部会では、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用について、付属文書2 (有機食品の生産に使用可能な資材) への追加は合意されず、米国を議長とする電子作業部会において再検討されることとなった。

同作業部会では、エチレンの玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のための使用条件として、オプション1「玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のため (特に使用条件を付さない)」及びオプション2「長期間休眠する特性のある品種が入手できない場合又はこれらの品種がその土地での生産条件に合致しない場合に保管された玉ねぎ及び馬鈴薯の発芽抑制のためには認証機関又は当局による承認が必要」の2つを提案している。

(結果)

上記2案について検討した結果、エチレンの使用に関しては長い歴史があり消費者、労働者及び環境への悪影響に関する明確な証拠はないとして使用に賛成する国がある一方、エチレンの当該使用には代替材があるとの発言や、エチレンやエチレン生産物のリスクに関する新たな知見のためさらに検討すべきであるとの発言があったことを受け、米国とカメルーンを議長とする電子作業部会を設置し、引き続き検討が行われることとなった。

- エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用 (ステップ4)

(経緯)

第39回部会において、エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用を付属文書2に追加することが合意されている。

(結果)

エチレンのリスクに関する新たな知見のためさらに検討することが必要であると主張した国があったものの、提案された改訂原案をステップ5/8として総会に諮ることが合意された。

(c) : スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加 (ステップ4)

(経緯)

第39回部会において、スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムを付属文書2に追加することが合意されている。スピノサドについては、「捕食寄生者へのリスクを最小限にする対策」等の使用条件が付されている。

(結果)

新たな科学的情報から、スピノサドについてはさらに検討が必要であること、オクタン酸銅については関連するリスク評価機関で評価されていないこと、炭酸水素カリウムについては”potassium bicarbonate”ではなく、”potassium hydrogen carbonate”とすべきとの意見が出された。また、スピノサドの蜂や牡蠣などの軟体動物への悪影響を懸念する

旨の発言があった。

部会は、炭酸水素カリウムの名称をコーデックス食品添加物一般規格との整合性を取り”potassium hydrogen carbonate”に、スピノサドの使用条件を「対象外の種への影響を最小限とする」と修正の上、スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加について、提案された改訂原案をステップ5/8として総会に諮ることに合意した。

(d)：有機養殖漁業（ステップ4）

（経緯）

第39回部会では、EUが作成した改訂案を検討し、部会で出された意見や提案を踏まえて再度EUが改訂案を作成することに合意した。

（結果）

EUより、今次提案された原案について説明があったものの、多数のメンバーより多様なコメントが提出されたため、部会は原案の内容について討議することなく、電子作業部会（議長国EU）を設置し、水産養殖生物及び海藻を含めるためにガイドラインを改訂することに合意した。また、部会は、来年の部会の直前に物理的作業部会（議長国EU）を開催することにも合意した。各メンバーからは、原案の問題点として、閉鎖式循環システム、養殖に使用される種の起源、転換期間、及び寄生虫駆除剤の使用等があり、さらに検討すべきであるとの意見が出された。

(e)：構造的手法及びテンプレート

（経緯）

第39回部会において、付属文書2に掲載されている有機生産に使用可能な資材について、その体系的な検討方法と、具体的な資材の追加について検討され、2年サイクルで検討する仕組みと、資材を検討するための様式（テンプレート）について支持が得られている。しかしながら、まだ改善の余地があることから、米国を議長とする電子作業部会において引き続き検討が行われることとなった。

（結果）

第39回部会で各国から概ね支持されたコーデックス有機食品ガイドライン付属文書2に掲載されている有機生産に使用可能な資材について2年サイクルで検討する仕組みと、資材を検討するための定型様式（テンプレート）について検討を行った。豪州とNZから資材の検討に関する優先順位付け及び資材の見直しに関する条項の修正について提案があり、優先順位付けの規準から評価の規準を区別すること、及び提案にあたっては、環境、社会経済、貿易などへの影響を考慮することを追加することに合意した。また、部会は、ガイドラインの修正のための構造的手法に関する文書を本部会報告書の付属文書とすることに合意した。

議題6：規格化された食品の一般名称の変更

（経緯）

本議題は、第34回部会において、個別のコーデックス規格や各国の制度で定義された一

般食品の定義に合わない食品に一般食品名を一部修正した形で使用しているケースが多いとの問題意識から始まったもの。

第 37 回部会において、本議題を CCFL における新規作業とすることに関して、個別部会や地域調整部会に対し助言を求めることとされていたが、多くの部会から当該議論の必要性が見当たらないとの見解が示された旨が報告された。

多くの参加国が食品の一般名称は個別食品部会で個別の事情を考慮して議論しているとして当該作業の中止を提案した一方、数ヶ国は、当該作業は消費者の健康的な食品選択に役立ち、WHO 世界戦略の実行の助けになるとして当該作業を支持した。

第 38 回及び第 39 回部会における議論を踏まえ、最終的に、カナダとハンガリーを議長国とする電子作業部会を設置し、その委託事項として、対象食品を限定しないガイドラインを作成するのではなく、規格化された食品の一般的名称に関連する既存のコーデックス文書のうち、より健康的な食品選択を推進しようとする参加国にとって有用となるような一覧表を作成することが合意された。本部会では、本議題を今後の CCFL で正式な議題とするかどうかの検討が行われることとなった。

(結果)

名称変更された食品に関する 55 の既存コーデックス文書をもとに、簡潔なリストが作られた旨の報告があった。ハンガリーとの電子作業部会共同議長国であるカナダは、この作業は 2006 年の総会関連の回付文書 (CL 2006/44-CAC) に明記された、世界戦略の遂行に資する取組事項の一つであることを指摘した。

数ヶ国より、当該作業は本来ケース・バイ・ケースで対応可能であり、個別食品の規格で対応すべきとの理由から、当部会で作業を続ける必要性はないとの意見が出された。また、規格化された一般名称の変更はかえって消費者を混乱させることから、むしろ新しい名称を付すほうがよいのではないかという意見のほか、食品の名称変更が消費者によい健康影響をもたらすかどうかについては、エビデンスが不十分である等の意見が出された。

部会としては、当該事項について新たな作業を始めることには合意が得られなかったとして、当該議題を CCFL の議題から削除することを決定した。

議題 7：その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程及び開催地

(1) 日付表示の規定

太平洋地域では食品を輸入に頼っていることから、包装食品の日付表示について懸念事項となっていることが、NZ より示された。太平洋諸国で販売されている包装食品のなかには、日付表示のない食品や不適切な日付表示の食品があること、また実際には冷凍で流通されているため、現行の日付表示は無意味化していること等が、最大の懸念であるとされた。そしてこれらが原因で、品質や安全性に関する問題が生じたり、不必要な食品廃棄を招いている可能性があることが指摘された。

NZ が現行ガイドラインに係る諸問題の概要をまとめた討議文書を準備し、この問題を新たな作業とするかについて、次回部会で検討することが合意された。

(2) 有機ワインに関する新たな規則の情報

EU から、有機ワインについての新たな規則を採用しており、関連情報は EU のウェブサ

イト (<http://www.organic-farming.eu>) から閲覧できる旨報告された。

(3) 育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示

IFPRI より、育種選別により栄養強化された作物についてのプレゼンテーションがあり、この種の作物に由来する食品の表示をどのように行えばよいかについて、部会に照会があった。

部会は、次回部会での検討に向け、IFPRI が討議文書を作成する可能性を確認し、議長より、討議文書に反映させたい情報を持つメンバーは IFPRI にコンタクトするよう助言があった。

第 41 回部会は、2013 年 5 月 13 日から 5 月 17 日に、プリンスエドワード島 (カナダ) で開催される予定である。

食品表示部会（CCFL）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）：栄養参照量（NRVs）の定義	8	第 35 回総会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）：エチレンの果実成熟への使用	8	第 35 回総会
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL23-1997）：栄養強調表示及び比較強調表示のための追加条件	5 / 8	第 35 回総会
栄養表示に関するガイドライン（CAC/GL 2-1985）：義務的栄養表示の要件	5 / 8	第 35 回総会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）：エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用	5 / 8	第 35 回総会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）：スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの追加	5 / 8	第 35 回総会
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL23-1997）改訂案：栄養強調表示及び比較強調表示のための追加条件（セクション 7.2）	5	第 35 回総会 第 41 回食品表示部会
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）：有機養殖漁業	2 / 3	電子作業部会 （議長国：EU） 物理的作業部会 （議長国：EU）
日付表示の規定に関する討議文書	—	NZ 第 41 回食品表示部会
育種選別によって栄養成分が強化された作物に由来する食品の表示に関する討議文書	—	IFPRI 第 41 回食品表示部会

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 35 回 コーデックス総会

日時 : 2012年7月2日(月)～7月7日(土)
場所 : ローマ(イタリア)

仮議題

1.	議題の採択
2.	第 66・67 回執行委員会の報告
3.	手続きマニュアルの改訂
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の改訂
8.	新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案
9.	部会及び特別部会から総会に付託された事項
10.	コーデックス委員会の戦略計画
11.	FAO 及び WHO から提起された事項
12.	財政及び予算に関する事項
13.	コーデックス委員会と他の国際機関との関係
14.	議長及び副議長の選出
15.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
16.	その他の作業
17.	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 35 回コーデックス総会の主な検討議題

1. 日時及び開催場所

日時：2012 年 7 月 2 日（月）～7 月 7 日（土）

場所：ローマ（イタリア）

2. 主要議題の検討内容

仮議題 3. 手続きマニュアルの改訂

〈分析・サンプリング法部会（CCMAS）〉

事項	概要
コーデックス規格における知的所有権を伴う分析法の使用に関する規定	コーデックスの枠組みの中で知的所有権を伴う分析法（Proprietary methods）を位置づける際の原則。

〈食品衛生部会（CCFH）〉

事項	概要
CCFH が適用するリスク分析の原則と手続の改訂	コーデックス戦略計画の Activity2.2（各部会で策定されたリスク分析の原則の見直し）に従って「CCFH が適用するリスク分析の原則と手続」のレビューを行ったもの。附属文書については一部項目を本体文書に移動した上で削除し、今後適切な掲載場所を決めることされた。

〈食品添加物部会（CCFA）〉

事項	概要
CCFA が適用するリスク分析の原則	第 44 回 CCFA で「CCFA 及び CCCF に適用されるリスク分析の原則」を二つに分離し、CCFA と CCCF のそれぞれのニーズにあった文書を作成することで合意され、今回その改訂を行ったもの。

〈食品汚染物質部会（CCCF）〉

事項	概要
----	----

CCCF が適用するリスク分析の原則	第5回 CCCF において「CCFA 及び CCCF に適用されるリスク分析の原則」を食品添加物に関するものと汚染物質に関するものに分割することについて合意され、今回その改訂を行ったもの。
汚染物質の定義の改訂	汚染物質の定義について飼料も含めるよう改訂するもの。なお、飼料から食品への移行により不可避／非意図的に食品中に存在する飼料中の添加物及び残留物については、食品安全に関連する場合には既に汚染物質の定義に含まれるとされている。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVD) >

事項	概要
「CCRVD が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」の改訂案	コーデックス戦略計画の Activity2.2 (各部会で策定されたリスク分析の原則の見直し) に従って「CCRVD が適用するリスク分析の原則」及び「食品中の残留動物用医薬品の MRL 設定のためのリスク評価ポリシー」について所要の改訂を行うもの。

仮議題 4. ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)

Part 1 ステップ 8、迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
栄養参照量 (NRVs) の改訂原案	栄養参照量 (1 日当たり) として飽和脂肪酸 20g (2000kcal 当たり)、ナトリウム 2000mg を設定する改訂原案。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要
食品中のウイルス制御に	食品中のウイルス、特にノロウイルス、A 型肝炎ウイルス

関する食品衛生一般原則の適用に係るガイドライン原案	の制御に関する食品衛生一般原則の適用に係るガイドライン原案。
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範のメロンに関する付属文書原案	生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範に付属するメロンに関する文書原案。食中毒原因菌について、サルモネラ属菌の他に、昨今の食中毒事例を踏まえてリステリア・モノサイトゲネスを例示している。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	GSFA の Table1, 2 及び 3 に含める食品添加物条項案及び原案。Table1, 2 ではカラメルⅢ、Ⅳやリン酸塩など 20 種類の食品添加物について規格を策定するもの。また、GSFA の Table3 にリコピンなど 5 つの食品添加物を追加するもの。
食用塩の規格 (CODEX STAN 150-1985) の改訂案	食用塩の規格のうち分析・サンプリング法の項目について、前回の部会で CCMAS で承認されなかった分析法は除外し、総会に諮ることとなった。
食品添加物国際番号システム (INS) の改訂原案	INS に掲載されている食品添加物の名称及び用途の改訂、追加又は削除を行うもの。
第 74 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	第 74 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) において設定された 22 の食品添加物 (新規及び改訂) に関する規格原案。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
食品中のメラミンの最大基準値案 (液体乳児用調製乳)	液体乳児用調製乳におけるメラミンの最大基準値案を 0.15 mg/kg とし、メラミンの検出が食品に接触する素材からの移行に起因すること証明された場合は、最大基準値を適用しない旨の注釈については削除することで合意されたもの。
乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案 (サンプリングプランを含む)	乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案について 10 µg/kg とし、関連するサンプリングプランを設定するもの。

〈残留農薬部会（CCPR）〉

事項	概要
農薬の最大残留基準値（MRL）案及び改訂案	第 44 回 CCPR においてステップ 8 で合意された 3 農薬の MRL 案
農薬の MRL 原案及び改訂原案	第 44 回 CCPR においてステップ 5/8 で合意された 19 農薬の MRL 案
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂案（果実群）	食品及び動物性飼料のコーデックス分類のうち、果実群に関する分類の改訂案。
食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス案	農薬の MRL を食品群へ外挿する際の代表作物の選定基準、代表品目の例の提案および、代表品目を選定する際の詳細な理由の提供を目的とした原則及びガイダンス案。

〈食品残留動物用医薬品部会（CCRVDV）〉

事項	概要
ナラシンの MRL 案（牛の組織）	第 20 回 CCRVDV においてステップ 8 で合意されたナラシン（抗生物質）の牛の組織（筋肉、肝臓、腎臓、脂肪）の MRL 案。
アモキシシリン（牛、羊及び豚の組織並びに牛及び羊の乳）とモネンシン（牛肝臓）の MRL 原案	第 20 回 CCRVDV においてステップ 5/8 で合意された以下の MRL 原案。 アモキシシリン（抗生物質）：牛、羊及び豚の組織（筋肉、肝臓、腎臓、脂肪/皮）並びに牛及び羊の乳 モネンシン（抗生物質）：牛肝臓
水棲動物製品及びそれに由来する製品に対する動物用医薬品残留の管理のためのサンプリングプラン原案	食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン（CAC/GL71-2009）の付属文書に追加する水棲動物製品のサンプリングプラン原案。

〈食品表示部会（CCFL）〉

事項	概要
栄養表示のガイドライン（CAC/GL 2-1985）の改訂	栄養表示のガイドラインに栄養参照量（Nutrient Reference Value: NRV）の定義がないことから、NRV は科

案（栄養参照量の定義）	学的データに基づく数値である旨の定義を、栄養表示のガイドラインに追加するもの。
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）の改訂原案（食塩フリー強調表示の条件、比較強調表示の章の修正、糖類不添加強調表示の条件）	食塩フリー強調表示の条件についてはナトリウムフリー強調表示の条件を満たすこと、比較強調表示についてはナトリウムもエネルギー等と同様に 25%以上の相対差を条件とする旨の修正を行うこと、また、糖類不添加強調表示については糖類の不添加及び糖類を添加した原材料の不使用等を条件とすること等、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインを改訂するもの。
栄養表示のガイドライン（CAC/GL 2-1985）の改訂原案（義務的栄養表示の要件）	現行の栄養表示ガイドラインでは、栄養強調表示及び健康強調表示を行っていない包装食品に係る栄養表示は任意であるが、これを原則義務とすべきと修正する等、栄養表示のガイドラインを改訂するもの。
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）の改訂案：エチレンの果実成熟への使用	現在ガイドラインの付属文書 1（有機生産の原則）に成熟のための使用の対象をバナナ及びキウイフルーツ以外の果実にも拡大できるような案が括弧書きで示されているが、本年の CCFL において拡大の対象となる果実に関する情報が提出されなかったことから、括弧書きの案を削除し、修正をせず現行の規定を維持することを確認するもの。
有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CAC/GL 32-1999）の改訂原案：新たな資材の追加	①スピノサド、オクタン酸銅及び炭酸水素カリウムの使用をガイドラインの付属文書 2（有機食品の生産に使用可能な資材）に追加するもの。 ②エチレンのパイナップルの開花誘発及びミバエ被害を防止するためのかんきつ類の成熟への使用をガイドラインの付属書 2（有機食品の生産に使用可能な資材）に追加するもの。

Part 2 最終採択に諮るその他の規格及び関連文章

<食品衛生部会（CCFH）>

事項	概要
微生物学的リスク評価の実施に関する原則及びガ	家畜飼料への適用について検討した結果、適用範囲の項目において、「本文書は食品安全にインパクトを与える場合

イドラインの改訂案	には、食品生産動物用の飼料及び飼料成分にも適用される」旨の脚注を追記することで合意されたもの。
-----------	-------------------------------------------------

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
食用塩の分析法を含む異なるステップのコーデックス規格における分析法	食塩の規格に関連する分析法、ナチュラルミネラルウォーターの分析法等に関して、更新・記述修正を含め 80 以上の分析法の承認。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要
GSFA の食品分類 16.0 及び 12.6.1 の名称と解説の改訂	GSFA の食品分類 16.0 の解説について、食品の具体例の記述の削除、食品分類 16.0 に該当するかどうかは個別に検討すべき旨の追記等の修正を行うもの。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
化学物質による食品の汚染低減に向けた排出源対策に関する実施規範の改訂	実施規範の飼料への適用を明確にするため所要の改訂を行うもの。

<アジア地域調整部会 (CCASIA) >

事項	概要
発酵性大豆製品の地域規格 (CODEX STAN 298R-2009) の酒石酸カリウム (INS 336(i)) の条項	発酵性大豆製品への酒石酸カリウムの使用に関する基準について、最大濃度を 1000mg/kg とするもの。

Part3 総会でステップ 8 で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要
牛ソマトトロピン (BST) の最大残留基準値 (MRL)	乳分泌促進効果のある BST の MRL 案。 長年ステップ 8 で保留とされていたが、前回第 34 回総会

案	では、幾つかの国から MRL の決定が遅れていることについて懸念が示され、今回の総会で議論することとされている。
ラクトパミンの最大残留基準値 (MRL) 案	成長促進作用のあるラクトパミンの MRL 案。 第 32 回総会より議論がされているが、コンセンサスが得られず、前回 34 回総会では米国が投票による MRL 採択を求めたが、投票による MRL 採択を望むか否かを確認する投票において、投票による MRL 採択という解決法が否決されたため、引き続きステップ 8 で保留されているもの。

仮議題 5. ステップ 5 の規格原案と関連文書

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要
国内の食品管理システムに係る原則及びガイドライン原案(セクション 1-3)	国内の食品管理システムを開発、実施、評価、改善するためのガイドライン原案。セクション 1-3 についてステップ 5 へ進めることで合意されたもの。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要
乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL8-1991) の改訂原案	乳児 (6-12 ヶ月齢) から幼児用の調整補助食品の栄養および技術的な側面のガイドライン原案。

<家畜の飼養に関する特別部会 (TFAF) >

事項	概要
リスク評価を飼料に適用するためのガイドライン原案	各国が飼料のリスク評価を行う際のガイドライン原案。「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」に沿った内容となるよう作成されたもの。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要
国際食品貿易におけるサ	国際食品貿易におけるサンプリングや検査に際して科学

ンプリング及び検査の原則原案	的な観点から紛争を防ぐための原則原案。
----------------	---------------------

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	概要
農薬の MRL 値	第 44 回 CCPR においてステップ 5 で合意された 7 農薬の MRL 原案。
食品及び動物用飼料のコーデックス分類の改訂原案-選択された野菜類	食品及び動物性飼料のコーデックス分類のうち、野菜類について新たな作物の追加やサブグループを設置する改訂原案。

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

事項	概要
モネパンテルの MRL 原案 (羊の組織)	第 20 回 CCRVDF においてステップ 5 で合意されたモネパンテル (駆虫剤) の羊組織における MRL 原案。

〈食品表示部会 (CCFL) 〉

事項	概要
栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997) の改訂原案 (ナトリウム塩不添加)	ナトリウム塩不添加強調表示の条件について、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドラインに追加するもの。

仮議題 6. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	概要
GSFA の食品添加物条項	アルミニウムを含む食品添加物条項のうち、各国から使用実態についての情報提供がなかった条項を削除するもの。また、食品分類 16 の定義を変えることに伴い、既に食品分類 16 として規格が策定されている条項について規格を削除するもの。
食品中の食品添加物使用の情報 (CAC/MISC1-1989)	当該ガイドラインと同様の内容が GSFA の前文に含まれていることから、第 35 回総会に廃止の提案をするもの。

臭素酸カリウム（INS 924a）の記述	食品添加物の国際番号システム（INS）のセクション3（国際番号、添加物名及び機能クラスの一覧表）から臭素酸カリウムを削除するもの。
----------------------	-------------------------------------------------------------------

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要
食品及び包装材料中の塩化ビニルモノマー及びアクリロニトリルのガイドライン値（CAC/GL 6-1991）	塩化ビニルモノマー及びアクリロニトリルのガイドライン値については、既に GSCTFF に組み込まれていることから、個別のガイドラインを廃止するもの。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要
農薬/品目の組み合わせの MRLs	第 44 回 CCPR において合意された既存の 8 農薬の MRLs の廃止。
勧告残留農薬分析法（CODEX STAN 229-1993）	古くなった既存の勧告残留農薬分析法（CODEX STAN 229-1993）の文書の廃止。
食品及び動物用飼料のコーデックス分類（CAC/MISC 4-1993）における果実群の廃止	第 44 回 CCPR において合意された果実群の改訂案と置き換えるため廃止するもの。

仮議題 7. コーデックス規格と関連文書の改訂

事項	概要
食品安全緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン（CAC/GL 19-1995）	注釈 2 の削除及び参照の改訂。
食肉の衛生実施規範（CAC/RCP 58-2005）	注釈 2 の更新。
ココア製品の規格	ココアバターの規格（CODEX STAN 86-1981）：セクション 6.3.3（鉛の測定）の削除。 ココア（カカオ）マス（ココア/チョコレートリカー）及

	びココアケーキの規格 (CODEX STAN 141-1983) : セクション 7.3 (鉛の測定) の削除。
穀類の規格	米の規格 (CODEX STAN 198-1995) : セクション 3.2.1 水分含量の項及び別添のセクション 3 追加原料の項の改訂。 小麦粉、トウモロコシなど 15 の穀類の規格 : セクション 3.2.1 水分含量の項の改訂。 豆類の規格 (CODEX STAN 171-1989) : セクション 3.2.1.1 水分含量の項の改訂。
フォローアップフォーミュラの規格 (CODEX STAN 156-1987) 及び乳児用缶詰食品の規格 (CODEX STAN 73-1981)	両規格の一貫性を確保するための食品添加物条項の修正。
乳児及び年少幼児用の穀物を主原料とする加工食品規格 (CODEX STAN 74-1981) 及び乳児用缶詰食品規格 (CODEX STAN 73-1981)、並びに乳児 (6-12 か月齢) 及び幼児用の調整補助食品ガイドライン (CAC/GL8-1991)	2 つの規格について食品衛生規定に関する参照文書の更新。また、ガイドラインの衛生セクションの改訂。

仮議題 8. 新規規格・関連文書策定作業及び作業中止の提案

—新規作業—

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要
スパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範 (CAC/RCP 42-1995) の改訂	既存のスパイス及び乾燥芳香性植物に関する衛生実施規範の改訂を行う新規作業提案。
生鮮野菜・果実に関する衛生実施規範 (CAC/RCP	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範について、ベリー類に関する付属文書を作成する新規作業提案。

53-2003) のベリー類に関する付属文書	
------------------------	--

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要
食品中及び飼料中のピロリジジナルカロイド汚染防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範	人及び家畜のピロリジジナルカロイド曝露を低減するために、雑草の管理を含む実施規範を策定する新規作業提案。
GSCTFF 中の果実飲料、乳及び乳製品、乳児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実、並びに穀類（ソバ、コキア及びキノアを除く）の鉛の最大基準値の改訂	第5回 CCCF において優先度の高い品目とされた果実飲料、乳及び乳製品、乳幼児用調製乳、果実缶詰及び野菜缶詰、果実並びに穀類（そば、キノア及びコキアを除く。）について、鉛の最大基準値の改訂を行う新規作業提案。
穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範に追加するソルガム中のアフラトキシン及びオクラトキシン A の防止及び低減に関する付属文書	穀類中のかび毒防止及び低減のための実施規範（CAC/RCP 51-2003）の付属文書として、ソルガム中のアフラトキシン及びオクラトキシン A の防止及び低減に関する付属文書を作成する新規作業提案。
ココア中のオクラトキシン A 汚染低減及び防止のための実施規範	ココア中のオクラトキシン A の汚染防止及び低減に関する実施規範について、ココアの一次生産段階も含めて策定する新規作業提案。
キャッサバ中の青酸含量低減のための実施規範	キャッサバ中の青酸低減のための農業生産及び加工方法を含む実施規範の策定をする新規作業提案。
キャッサバ及びキャッサバ加工品中の青酸の最大基準値	既存のコーデックス個別食品規格中の青酸の最大基準値の見直し及び新たな品目（キャッサバチップスなど）における最大基準値を策定する新規作業提案。
食品中の放射性物質のガイドライン値の改訂	既存の食品中の放射性物質のガイドライン値の見直し、及びガイドライン値の見直しと関連して、ガイドライン値の解釈と適用について明確なガイダンスを策定する新規作業提案。

〈残留農薬部会（CCPR）〉

事項	概要
農薬の MRL 設定に関する優先リスト	JMPR に評価を依頼する残留農薬の優先リストを更新するもの。

〈食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）〉

事項	概要
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	JECFA に評価を依頼する残留動物用医薬品の優先リスト。
人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量（ADI）及び MRL を勧告していない動物用医薬品のリスク管理に関する勧告	人の健康への懸念から JECFA が一日許容摂取量（ADI）及び MRL を勧告していない動物用医薬品について、各国政府にリスク管理のガイダンスを提供するための勧告を策定する新規作業提案。

—作業の中止—

〈食品添加物部会（CCFA）〉

事項	概要
GSFA の食品添加物条項案および原案	第 44 回 CCFA において作業の中止が合意された食品添加物条項案および原案。

仮議題 9. 部会及び特別部会から総会に付託された事項

〈乳・乳製品部会（CCMMP）〉

事項	概要
プロセスチーズの規格	第 34 回総会で作業の中止を支持する意見と、作業の継続を支持する意見が対立し、作業中止の決定が今回の総会まで先送りされたもの。CCMMP 議長及びコーデックス事務局から回付された質問書に対する各国の回答をもとに議論される予定。

事項	概要
動物の飼養に関連する既	第 33 回総会で既存のリスク分析の原則の飼料への適用に

存のコーデックス文書の見直し	関する見直しが提案され、関連する部会に検討の要請が行われたもの。今回の総会では CCFICS および CCCF における検討結果について報告が行われる予定。
食肉製品の規格の改訂	第 32 回総会で食肉製品規格における食品添加物条項の見直しが要請され、第 42 回 CCFA から議論されているもの。今回の総会では第 44 回 CCFA における検討結果について報告が行われる予定。
食品中の食品添加物の使用情報 (CAC/MISC 1-1989) 及び食品添加物摂取のシンプルな評価のためのガイドライン (CAC/GL 3-1989) の廃止/改訂	第 34 回総会にて廃止または改訂が必要とされた 2 つの文書に関して、第 44 回 CCFA における検討結果が報告される予定。
JECFA による評価を必要とする優先リストに動物用医薬品を含める手続き及びガイダンス	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リストにジルパテロール塩酸塩を追加する件に関して、第 20 回 CCRVDF でコンセンサスが得られなかったことから、優先リストに薬剤を載せる際にコンセンサスが得られない場合の対応についてのガイダンスと共に総会にその是非について判断を求めることとされたもの。
パネラの規格	砂糖部会の議長国のコロンビアから、パネラの規格策定の進捗に関する情報提供がなされる予定。

仮議題 10. コーデックス委員会の戦略計画

事項	概要
コーデックス戦略計画 2008-2013 の一般的な実施状況	2008-2013 年の戦略的計画の各項目について、担当部会、実施期限、実施状況等が報告され、第 67 回執行委員会の検討結果とともに議論される。
新コーデックス戦略計画案 (2014-2019 年)	次期コーデックス戦略計画について、第 66 回執行委員会にて用意された案に対する各国のコメント及び第 67 回執行委員会の検討結果をもとに議論される予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 17 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)

日時：2012 年 9 月 3 日（月）～9 月 7 日（金）
場所：メキシコ・シティー（メキシコ）

仮議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会から提起された事項
2(b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項
2(c)	生鮮果実・野菜の UNECE 規格
3(a)	アボカド規格案 (CODEX STAN 197-1995 の修正) (ステップ 7)
3(b)	成熟要件：乾燥硬質成分の分析法 (アボカド規格案；セクション 9)
3(c)	品質の許容範囲に関する規定：腐敗/内部劣化の許容値 (アボカド規格案；セクション 4.1)
3(d)	均一性及びサイズに関するその他の規定案 (アボカド規格案；セクション 5.1 及び 6.2.4) (ステップ 7)
4(a)	ザクロ規格案 (ステップ 7)
4(b)	サイズ及び均一性に関する規定原案 (ザクロ規格案；セクション 3 及び 5.1) (ステップ 4)
5	ゴールデンパッションフルーツ規格原案 (ステップ 4)
6	ドリアンの規格原案 (ステップ 4)
7	生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案
8	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
9	生鮮果実・野菜部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正
10	その他の事項
11	次回会合の日程と開催地
12	報告書の採択

第 18 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) の主な検討議題

日時：2012 年 9 月 3 日（月）～9 月 7 日（金）

場所：メキシコ・シティー（メキシコ）

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応したい。

仮議題2(a) コーデックス総会(CAC)及びその他の部会から提起された事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明される予定。適宜対応したい。

仮議題2(b) 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項

生鮮果実・野菜の規格等の策定を行っている他の国際機関の活動状況等が、各国際機関より説明される予定。適宜対応したい。

仮議題2(c) 生鮮果実・野菜のUNECE規格

国連欧州経済委員会(UNECE)が策定したアボカドの規格、及び生鮮果実・野菜規格の標準様式について、同委員会より説明がされる予定。適宜対応したい。

仮議題 3 アボカド規格案(新規作業採択 2008 年(提案国：キューバ)) 関係

- (a) アボカド規格案(CODEX STAN 197-1995の修正)(ステップ7)
- (b) 成熟要件：乾燥硬質成分の分析法(アボカド規格案；セクション9)
- (c) 品質の許容範囲に関する規定：腐敗/内部劣化の許容値(アボカド規格案；セクション4.1)
- (d) 均一性及びサイズに関するその他の規定案(アボカド規格案；セクション5.1及び6.2.4)(ステップ7)

(経緯)

アボカド¹の規格については、アボカドの市場の拡大に伴い、新たな流通品種(Haas)を包括するよう、品質(成熟要件等)、サイズ(他の品種に比べて小さいHaasのために新たなサイズコードの設定等)の改訂を議論している。

前回会合(2011年)では、サイズに係る規定に関し、アボカドは個々の重量又は直径、4kgトレイ中の個数で区分できることが合意された。また、次回会合での議論に向け、同一パッケージ中での均一性(産地、品種、等級、サイズ)及び異なるサイズの許容範囲に

¹主な生産国(生産量順)：メキシコ、チリ、ドミニカ共和国、インドネシア、コロンビア(出典：FAOSTAT(2010年))

関する改訂案を作成する電子作業部会（議長：スペイン）の設置が合意された。

（対応方針）

我が国は、主にメキシコ、ブラジル、米国等からアボカドを輸入しており、これらの国からの輸入に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題4 ザクロ規格案（新規作業採択 2010年（提案国：イラン））関係

（a）ザクロ規格案（ステップ7）

（b）サイズ及び均一性に関する規格原案（ザクロ規格案；セクション3及び5.1）（ステップ4）

（経緯）

ザクロ²は、近年、世界的に生産量及び貿易量が増加している。このためイランは、第15回会合（2009年）において品質、サイズ等に関する国際規格が必要であるとして新たな規格を提案、第33回総会（2010年）において新規作業として承認された。前回会合では、損傷果、未熟果の割合による等級分け等が合意され、第34回総会（2011年）においてステップ5で採択された。

（対応方針）

前回会合の決定により設置された電子作業部会（議長国：米国）におけるサイズ分け（個々の重量又は直径により分類）や同一パッケージ中での均一性（産地、品種、等級、サイズ）に関する検討を反映させた案について議論される。我が国における生産及び輸入に支障を生じないよう、適宜対応したい。

仮議題5 ゴールデンパッションフルーツ規格原案（新規作業採択 2011年（提案国：コロンビア））（ステップ4）

（経緯）

前回会合において、近年貿易量が増加しているゴールデンパッションフルーツ³について、コロンビアが規格策定の新規作業を提案した。本件は第34回総会（2011年）において新規作業として承認され、電子作業部会（議長：コロンビア）により、ゴールデンパッションフルーツの規格原案を検討することとなった。

（対応方針）

今後、配布予定の協議事項に掲載される原案に基づき、我が国への輸入に支障が生じないよう、適宜対応したい。

仮議題6 ドリアン規格原案（新規作業採択 2011年（提案国：タイ））（ステップ4）

（経緯）

ドリアン⁴は、近年世界的に貿易が増加していることから、タイが第14回会合（2008年）において国際規格策定について新規作業を提案。その後、国際規格ではなくアジア地域規格とすべきかどうかの検討を経て、第34回総会（2011年）において、国際規格として検討することが承認された。ただし、当部会において国際規格の策定ができないと判断され

²主な生産国（生産量順）：イラン、インド、米国、トルコ、チュニジア（出典：ALINORM 10/33/35）

³主な生産国：インド、ベトナム、中国、メキシコ、コロンビア（出典：CX/CAC 11/34/9-Add. 1）

⁴タイからの主な輸出国：中国、香港、インドネシア、米国、ブルネイ王国（出典：REP11/ASIA）

た場合は、第 18 回アジア地域調整部会（2012 年 11 月）において、アジア地域規格として作業を継続することが合意された。

（対応方針）

ドリアンはタイから米国、豪州等にも輸出され世界的に貿易される農産物であるため、アジア地域規格として検討するのではなく国際規格として検討すべきとの立場で対応したい。また、規格の検討に当たっては、我が国の輸入に支障が生じないよう適宜対応したい。

仮議題 7 生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案

（経緯）

前回会合において、次回会合でバニラ⁵（提案国：メキシコ）、オクラ⁶（同：インド）及びカシューナッツ⁷（同：セネガル）を議論したい旨、それぞれの提案国から表明があった。

（対応方針）

各提案国から提出される新規作業を求めるプロジェクト・ドキュメントの内容が、コーデックス手続マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインで求められている情報が適切に記載されているか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認しつつ、当該品目の我が国における生産や我が国への輸入に支障が生じないよう、適宜対応したい。

仮議題 8 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

（経緯）

第 11 回会合（2003 年）において、既に国際規格とされていた 24 規格（当時）に統一性がない等の指摘があり、標準様式（ALINORM 04/07/35 別添 7）の策定が合意された。

また、前回会合では、流通上の様々なポイントにおける品質の許容範囲の規定のあり方の議論が、標準様式の議論と関連することから、両議題を一緒に議論することとされた。

更に、国際連合欧州経済委員会（UNECE）が策定している食品規格との調和を求める当部会の付託事項（Terms of References）の意味及び、当部会と UNECE との具体的な協力の在り方等について議論され、コーデックス事務局が UNECE 事務局と協力して、双方の規格の様式の比較表を準備することとされた。

（対応方針）

標準様式の策定においては、CCFFV と UNECE との協力・調整のあり方についても議論される見込み。コーデックス規格は国際的な公正な食品貿易の確保を目的としていることに対して、UNECE 規格は欧州地域を中心とする加盟国の経済における関係強化を主目的としており、その目的が異なることに留意しつつ、適宜対応したい。

仮議題 9 生鮮果実・野菜部会の付託事項（Terms of Reference）の修正

（経緯）

前回会合において、UNECE との協力は当部会の付託事項に沿っていることが確認されるとともに、ザクロ規格原案に関する議論の中で、カラー・チャート等の説明的資料の作成は

⁵ 主な生産国（生産量順）：インドネシア、マダガスカル、中国、メキシコ、トルコ（出典：FAOSTAT（2010 年））

⁶ 主な生産国（生産量順）：インド、ナイジェリア、スーダン、イラク、コートジボアール（出典：FAOSTAT（2010 年））

⁷ 主な生産国（生産量順）：ベトナム、インド、ナイジェリア、コートジボアール、インドネシア（セネガルは 18 位）（出典：FAOSTAT（2010 年））

当部会の付託事項に含まれないが、当部会が望めばそのような付託事項の修正を総会に提案できる旨確認された。(なお、ザクロ規格にカラー・チャートを含めることは合意されなかった。)

(対応方針)

修正の具体的な内容を確認した上で、生鮮果実・野菜の国際規格を策定する当部会の付託事項として適切なものであり続けるよう、適宜対応したい。

仮議題10 その他の事項

適宜対応したい。

仮議題11 次回会合の日程と開催地

適宜対応したい。

仮議題12 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応したい。